

平成22年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年3月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	池田善紀
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	西巻昭男
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	植村俊彦
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	清水建也

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕5番 伴議員

##### 1、今後の地方交付税の見通しについて

- ①新政権が掲げる「地域主権」について本町では、どのような認識で捉えておられるのか。
- ②三位一体の改革により、地方交付税は大きく削減されているが、現行の地方交付税制度の仕組みと本町における地方交付税の推移について伺う。
- ③地方分権改革推進委員会（第4次）の勧告や事業仕分け等における国の議論を踏まえた、今後の地方交付税制度の見直しの方向性と、本町の対応について伺う。

##### 2、生き生きプラザの今後の取り組み方について

- ①供用開始から約1年半が過ぎたが、これまでの総括を伺う。
- ②住民のために、より素晴らしい施設にするための今後の事業施策を伺う。

#### 〔2〕14番 木澤議員

##### 1、県道大和高田斑鳩線について

- ①防犯灯の設置について。
- ②信号の新設とスーパー万代前の横断歩道について。

##### 2、JR法隆寺駅北側道路5号線について

- ①歩道整備の目的と考え方について。

##### 3、職員数の適正化と働き方について

- ①職員適正化計画の目的と現在状況、今後の考え方について。

②職員の残業の実態とそれに対する町の認識について。

③正規職員と臨時（非正規）職員の配置状況とその考え方について。

4、ジャスコ閉鎖後の状況について

①住民生活にどんな支障が出ていると認識しているか。

②今後建設が予定されている店舗について。

〔3〕 13番 里川議員

1、会計管理者について

①前回質問したときに、適切な人材の配置ができなかったと言われているが、今般、総務部長と兼務をしていた職員が、副町長となることから、2つのポストに不足が生じるが、人材についてどう考えているのか。

執行する側とチェックをする側を兼務することをどう考えているのか。

2、地域活性化・きめ細かな臨時交付金について

①事業選定の経過について。

②今後の取り組み方について。

3、後期高齢者医療制度の保険料について

①改定については報告を受けているが、広域連合に対し、町は何か意見をあげているのか。

②各都道府県により保険料に大きな格差があることについて、どのように考えているのか。

4、テレビの地上デジタル化について

①いよいよ期限がせまってきているが、これらの見通しについて。

〔4〕 1番 宮崎議員

1、町駐車場の案内板について

①観光者に対しての駐車場の案内板を付けることを考えていますか。

2、風致地区の指導について

①風致に建てられている自販機及び看板の指導について。

3、ごみの問題について

①他町の排出業者の状況について。

4、三代川の進行状況は

①三代川の改修時期は。

②高田斑鳩線（吉岡医院前）の交差点の改修について。

〔5〕 10番 浦野議員

1、子どものワクチンについて

①子どもの各予防接種について、いつどの様に接種すれば適切ですか。

また、今当町で助成されている内容と接種の実態についてお伺いします。

〔6〕 11番 飯高議員

1、「介護の充実」について

①特別養護老人ホームなどの待機者の状況について問う。

②介護認定のあり方について問う。

③認知症や介護予防の現状について問う。

④レスパイト（休息）・ケアの充実について問う。

⑤介護についての理解と認識について問う。

2、「子育て支援」について

①子育て支援の実態調査について問う。

②子どもを取り巻く生活環境について問う。

③ブックスタート事業について問う。

3、「がん予防」について

①乳がん、子宮頸がん無料検診の実施結果について問う。

②子宮頸がん予防ワクチンについて問う。

4、「在宅医療廃棄物の処理」について

①現在の在宅医療廃棄物の処理状況について問う。

②在宅医療廃棄物の処理体制について問う。

〔7〕 4番 吉野議員

1、「国民読書年」について

①概要とその意義。

②町の取り組み。

③町立図書館（本館・3公民館図書室）・幼、保、小中学校図書室の運営状況と課題。

2、観光行政の戦略を問う

- ①観光行政の新年度の重点施策を問う。
- ②藤ノ木古墳及び文化財活用センター来訪者の駐車・駐輪場対策等について。
- ③講演会と現地ウォークをセットにした“いかるが学”開催の提案。
- ④自転車による斑鳩観光の勧め。
- ⑤県立竜田公園について。

3、国道25号斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会ニュース第3号に関連して

(昨年12月定例会の質問項目について再質問)

- ①斑鳩バイパス計画に関連して、町が負担した支出実績と今後支出する予定額はいくらか。工事毎、あるいは工区毎に明示してください。

〔8〕2番 小林議員

1、要保護児童対策地域協議会

- ①H20年度までの取り組みについて。
- ②H21年度の活動について。

2、学校支援地域本部事業

- ①H21年度の活動について。
- ②今後学校が要望する支援について。

3、放課後子ども教室

- ①H20年度とH21年度、条件を変え試行した成果と課題について。
- ②H22年度の実施について。

4、風景・景観の保全

- ①斑鳩町の景観について。
- ②景観保全型広告整備地区について。
- ③景観・観光客に配慮したルートサイン・標識について。
- ④自動販売機等の色彩規制について。

---

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番(伴 吉晴君) おはようございます。これから一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

政府は、国と地方自治体の関係を、上下主従の関係から対等、協力の関係へ改め、地域の実情にあった行政サービスを展開することが出来るよう地域主権の改革の実現を目指すと掲げていますが、本町のこの地域主権についての認識をお伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) 既に報道等で発表されているところでありますが、新政権の柱の一つに、コンクリートではなく人間を大事にする政治にしたいということ掲げられ、国民の生活が第一として、新しい優先順位に基づいてすべての予算を組み替え、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済に税金を集中的に使うとされているところであります。

また、政権構想の5原則の一つに「中央集権から地域主権へ」が、民主党の5つの約束の一つにも「地域主権」が掲げられているところであります。

民主党のマニフェストによれば、地域主権とは、霞ヶ関を解体・再編し、地域主権を確立するとし、明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、地域主権国家へ転換する、中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方公共団体の関係を、上下主従の関係から対等協力の関係へ改める、地方政府が地域の実情に合った行政サービスを提供出来るようにする、地域の産業を再生し雇用を拡大することによって地域を活性化することなどを政策目的とし、その具体策として、行政刷新会議の設立、国と地方の協議の場の設置、一括交付金の交付、自治体が地域のニーズに適切にこたえられるよう地方が自由に使えるお金をふやすことなどが挙げられております。

さて、地域主権に関する当町での認識ということでございますが、地域のことは地域に住む住民が決める、一見、すばらしいことでもありますし、もちろんそうあるべきだと

考えますが、これにはその反面といたしまして、地域に住む住民に、みずからの暮らすまちの未来にみずから責任を持っていただくということでもあります。つまり、ある意味では、これまである程度画一的に発展出来たわけでございますけども、今後はそうではなく、地域の頑張りによってみずから発展していただくことが求められていることとなります。ただ、すべての地方自治体がこの理想的な姿を実現出来るのかという点で疑問でありまして、状況によっては地域格差が広がるということにつながる恐れが生じるのではないかと考えております。

もちろん、地域主権が地方自治体の首を絞めるようなことになっては本末転倒であるということは政府も考えておられ、活気に満ちた地域社会をつくるため、国が担うべき役割は国が率先して実行するとされております。

こうしたことから、地域主権そのものは非常によいことではありますけども、これを実現するためのプロセスが今後重要になると考えております。国と地方の協議の場や地域主権戦略会議などでの議論の動向に十分に留意すると共に、地方6団体や県などとも連携し意見を上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えのように、これからの方向性として、地域のことは地域に住む住民が決めることが出来る反面、状況によっては地域格差が広がる世の中になるのではないかと思っている住民も少なくはなく、住民の斑鳩の行政に対する注目度は高まってきております。

そこで、一般財源の約4分の1を占める地方交付税についてお伺いいたします。数年前の三位一体の改革により地方交付税は大きく削減されているが、現行の地方交付税制度の仕組みと本町における地方交付税の推移についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず初めに、地方交付税の仕組みについてであります。地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかわって徴収し一定の合理的な基準によって再配分する、国が地方にかわって徴収する地方税という性格を地方交付税は持っております。この具体的な国税とは、所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%となっております。

地方交付税総額の94%は普通交付税となっております。これは財源が不足する団

体に交付されます。また、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が特別交付税として交付されます。

普通交付税の額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額となっております。基準財政需要額は、町の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される額で、地方財政計画に示された歳出内容の水準となっております。基準財政収入額は、町の標準的な税収入の一定割合により算出される額で、標準的な税に含まれないものとしたしましては、当町においては目的税である都市計画税が挙げられております。

平成16年から18年度に実施されました三位一体の改革によって、国全体の地方交付税は、臨時財政対策債も含めまして約5.1兆円が削減されております。

当町における地方交付税交付金の推移でありますけれども、平成15年度に23億5,600万円であったものが、平成18年度には約19億7,000万円と初めて20億円を下回り、直近の決算であります平成20年度では、約17億7,100万円となっている状況であります。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 国から地方交付税が、平成15年度に約23億5,600万円あったものが、平成18年度には約19億7,000万円、平成20年度では約17億7,100万円になっている現状は、交付税の事業補正分の誤差があるにしても、右肩下がりになってきていることは明白です。つきましては、昨今の地方分権改革委員会の第4次勧告や事業仕分け等における国の議論を踏まえた今後の地方交付税制度の見直しの方角性に対する本町の対応についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず初めに、地方交付税につきましては、昨年11月13日に行われました事業仕分けでのワーキンググループの評価結果につきましては、「抜本の見直しを行う」となっております。そのとりまとめのコメントでは、「18名全員が見直しを行うというもので、そのうち10名が抜本的な制度見直しが必要との意見でありました。その中でも、地方財政計画を客観的なものとすべきという意見、政策誘導を行うべきではないとの意見が多数あり、これらの点を踏まえた上で抜本的な制度見直しを行う必要があるということ当ワーキングの結論としたい。なお、地方財政計画の規模圧縮が必要との声も6名あったことを付言する」とされております。我々地方にとって非



常に厳しいコメントであったところでございます。

次に、地方分権改革推進委員会では、昨年(平成26年)の11月9日に第4次勧告が内閣総理大臣に提出されたところでありますが、その中で当面の課題としては、「大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながらないように交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引き上げも考慮すべき」とされております。また、中長期の課題としては、「地方税の充実により財政移転が果たす役割は縮小するものの、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能は一層重要である」とされております。

この地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、同じく11月17日には、地域主権戦略会議を設置することが閣議決定され、今後はこの会議の中で地方交付税議論もされてまいりますが、地域主権の観点から、地方自治体が地域のニーズに適切にこたえられるよう地方の財源をふやすことが挙げられていることから、トータルとしての地方の財源がふえるような方向で議論が進むべきものと考えておりました。そうした方向になるよう、地方6団体や県などとも連携し意見を上げてまいりたいと考えております。

○議長(中西和夫君) 5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) これからは地域主権だと言われながら、地方にとって重要な財源である地方交付税が急激に減らされたままで、これから少子高齢化が進む中、投資的経費や物件費への影響が懸念されますが、今後もなお一層の事業の効率化に努力をしていただくことを要望いたしまして次の質問に移らせていただきます。

生き生きプラザ斑鳩が開館してから約1年半が過ぎましたが、この1年半を振り返ってみて、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) 平成20年9月に総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩が開館し、1年半がたち、保健・福祉の拠点として、小さな子どもからお年寄りまで多くの皆さんにご利用をいただいているところであります。

生き生きプラザ斑鳩の開館を記念いたしまして、多くの方にご来館いただくために、開館当時の9月の1カ月間、保健・福祉に関する事業として、はつらつフェスティバル、ちびっこフェスティバルを行い、「心の健康を考える」「子どもを取り巻く環境と育ち」と題しましての講演会、またウォーキング講座、そして調理実習を兼ねた親子クッキング等を行いました。

また、昨年、平成21年4月からは、さらに、平日にご来館出来ない方にも生き生きプラザ斑鳩をご利用いただけるように、毎月第4土曜日に、町と社会福祉協議会が隔月に交代で、機能回復訓練コーナーを中心といたしまして、音楽会や運動教室、お話の会等を行っており、多くの方々のご参加をいただいているところでもございます。また、昨年12月の第4土曜日には、ボランティア主導でもちつき大会を開催し、約200名のご参加がありました。そのときには、お正月気分を味わっていただき、世代間の交流にもなったと考えているところでもございます。参加された住民の方々の喜ぶ顔を見て、ボランティアの方々も、来年度もぜひ生き生きプラザ斑鳩でやりたいとの声も聞かれています。

また、昨年9月の5日は、開館1周年記念事業としまして、「認知症予防について」「子どもの心と発達」と題しての講演会、「あかちゃんハイハイ」「車いす体験・高齢者疑似体験」、ボランティアによるふれあいコンサート等子どもから高齢者、障害者までの企画として開催し、約400人のご参加がございました。

また、足湯は毎日のご利用される方もおられまして、子どもから大人までが集い、コミュニケーションの場として開館当初からご好評をいただいております。歩行浴室におきましては、健康づくり、介護予防として水中運動の利用者がふえまして、毎月約200名の方にご利用をいただいております。また、2階の大会議室や会議室などでは、講演会や研修会、会議などのご利用があり、平成21年4月から1月末現在の利用率で43.8%となっております。子育て支援センターのつどいの広場では、毎日約30組の親子の皆さんが集い、保護者同士の交流の場、子育てなどの情報交換の場となり、子育てサポーターの見守りもあり、育児不安の軽減につながっていると思っております。機能回復訓練コーナーにおいては、介護予防や健康づくりの運動教室、音楽会などにご利用をいただいております。また、あゆみの家・虹の家が運営される喫茶コーナーでは、来館者と障害者の方々とのふれあいの場ともなっております。

この生き生きプラザ斑鳩では、検診等で訪れた方やウォーキング途中の方々が、足湯や喫茶コーナーを利用し、また子育てルームや足湯・歩行浴等を利用された後に保健センターへ立ち寄り気軽に健康相談をされるなど、健康情報を得る機会ともなっております。

また、特に今年度は、全国的にも新型インフルエンザが猛威をふるい感染が拡大する中、斑鳩町においては12月から1月にかけて、町医師会のご協力を得まして、県

内でいち早く集団接種をすることが出来ました。集団接種で多い日には約1,000人の方々がご来館されました。当町で混乱もなくスムーズに予防接種が出来たのは、駐車場の確保が出来たこと、また広々としたエントランスホールでの待合、そして受け付けが出来たこと、保健センター内が広く、診察室、相談室などの個室もあり、プライバシーへの配慮が出来たこと等によるものと考えております。集団接種は、保護者同伴ということで、比較的若い年齢層の方にもご来館をしていただき、保健福祉の拠点としての生き生きプラザ斑鳩を知っていただくよい機会にもなったのではないかと考えております。

利用者の数でございますが、平成21年4月から1月末現在での館全体の利用者数は4万8,147人となっております。その内訳は、会議室、大会議室、視聴覚室利用が9,140人、保健センターが2万2,309人、子育てルームが6,529人、歩行浴室、介助浴室が2,065人、足湯が8,104人となっております。平成20年度の月平均利用者数は4,383人でありましたが、平成21年度は月平均4,814人、9.8%の増となっております。

今後も、この施設が町民の皆様気軽にご利用いただける施設として、その運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） なるほど、相対的には、入館者が開館時よりも現在の方がふえているんですね。安心いたしました。これは、この施設をよりよいものにするため、行政及び住民、相互努力のたまものだと思います。

それでは、今後の生き生きプラザ斑鳩の事業施策をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生き生きプラザ斑鳩は、先ほども申しましたように、子どもから高齢者、障害を持つ人々、誰もが気軽に立ち寄ることが出来る場として、保健センターやつどいの広場を訪れた親子の皆さんが、足湯で高齢者の方々と交流しコミュニケーションを図ったり、検診の帰りに畳コーナーでくつろいだり、散歩の途中に喫茶コーナーに立ち寄り障害者の方々と交流をするなど、世代を超えた多くの住民の皆さんが利用しやすい施設となることが大切と考えております。

平成22年度の新しい取り組みとしまして、今まで小地域福祉会や老人会等の依頼で、地域に出向き健康づくりや介護予防等の健康教育を行ってまいりましたが、今後は、生

き生きプラザ斑鳩に来ていただき、保健福祉の学びの場として活用をしていただき、また喫茶コーナーや足湯等もご利用をいただきながら、会館で一日をゆっくりと過ごしていただけるような場所となるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後さらに、子どもから高齢者の健康づくり、介護予防、子育て支援に関する講座等の開催やボランティアとの協働した事業を実施してまいりたいと考えております。また、町社会福祉協議会にも働きかけまして、小地域福祉会や民生児童委員をはじめ福祉関係団体との連携を図りながら、き生きプラザ斑鳩を活用した福祉事業の展開をはじめ地域に密着した福祉行政のより一層の充実に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 確かに、イベントを開催することも大切ですが、き生きプラザまでのアクセスを社会福祉協議会と連携されてより来館しやすくしたり、館内で虹の家さんやあゆみの家さんが行われている喫茶軽食コーナーを利用したりすることで、一日ゆっくりと楽しめる施設に推進していくことは素晴らしいことと思います。今後とも、行政としてなお一層努力をしていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目として、県道大和高田斑鳩線についてですが、特に歩道の部分について、以前から改善を求める声があり、町としても県と協力し随時改善を図っていただいているというふうに思います。今回も、県道を利用されている住民の皆さんの声をもとに、さらなる改善、充実を図っていただきたいと思います。

では、①つ目なんですけども、防犯灯についてです。以前から、夜、歩道を歩く時に、暗いので何とかしてほしいという声がありました。現在、特に人通りの多い大蓮社前の交差点から踏切を越える高架の手前あたりまでになるかと思うんですが、見てみますと、何か所か照明というのはついていると思うんですが、多分、私の思うところに、あれは道路を照らす車用の照明なのかなというふうに思うんですが、歩行者用の防犯灯という形では、ほとんど設置がされていないのではないのでしょうか。また、あそこは、松尾山

に登る方もたくさんいらっしゃいまして、冬なんかは、日が昇る前に松尾山に行かれる際、家屋の明かりなども消えていますんで、特に最近は犯罪が身近で起こるようになってきているので、怖い思いをしながら通っておられるようです。

そんなことから、防犯灯の設置要求を行おうと考えまして、あそこ県道ですんで、当然県の管理下にあると思って、以前郡山土木の方に要望に行きました。そうすると、防犯灯の設置は町が行うべきものだというふうに言われたのですが、まずこの点を確認したいと思うのですが、県道大和高田斑鳩線の歩道に防犯灯を設置する際の責任者は、県と町とどちらになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 先ほど質問者自身がお答えをいただきましたように、県道でございますので、その県道に、あれは確かにおっしゃるように、車両の交通安全上配慮をした道路照明というものでございます。歩行者の安全を守っていくという話になると、防犯灯という形になれば、当然その設置につきましては、町が負うべきものではないのかなというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に、県道大和高田斑鳩線の歩道の状況について、どのように認識をされているか。そして、防犯灯を設置の要望が上がっていますが、あそこの防犯灯の設置についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、清水部長から答弁がありました。今、ご質問の、歩行者の防犯灯と言われております。これにつきまして、今、清水部長、町にあるという答弁を行ってまいりましたが、局部照明の関係もございまして、それらを踏まえまして、町で設置するにいたしましても、郡山土木と調整を行いながらやっていきたいと考えておりますので、今後、調整をしていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 幾つか暗いところがありますんで、1本つけるとか2本つけるとかいう形ではなかなかすまないかなあというふうに思いますので、来年度でいきなり全部というのも難しいでしょうが、計画的に設置をしていっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

それと、防犯灯の関連で少しお尋ねをしたいんですけども、私の住んでいる自治会には、駅に近いということもありまして駅を利用される方がたくさん通られます。そうした際に、大和高田斑鳩線もそうですが、反対側というんですかね、三代川沿いの道路などについても、暗いので防犯灯をつけてほしいという声をお聞きします。そうした、自治会内であっても自治会員でない方から、暗いので設置してほしいという声があるときには、当然自治会の了承というのは要ると思うんですが、しかし自治会で費用を負担してまで設置するには至らないという状況の場合、特に通行量の多いところというのは町が設置するべきではないかなというふうに思うのですが、この辺の見解についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今日までにおきましても、自治会の防犯灯と町の防犯灯がございます。その場合に、自治会と自治会の間隔が広うあいておって、その間の道につきましては町の方で設置をいたしております。今、お尋ねの件については、どの場所かというのは認識いたしておりませんので、また後日こちらへ来ていただきまして、協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、場所については、また後日相談をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、先日、自治会連合会と議会の懇談会をさせていただいた際にも、防犯灯の設置、維持費用のことについてご意見をいただきました。既に、町の方としてもそのことはご存じいただいているかというふうに思うんですが、それ以外にも、先般同僚議員からも質問があったように、防犯灯の設置、維持費や設置基準について、根本的に見直しが必要になってきているのではないかなというふうに思います。今後、総合計画を見直すという今の時期に、自治会などの意見もよく聞いていただいて検討をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に②つ目なんですけど、信号の新設とスーパー万代前の横断歩道についてお尋ねをしたいと思います。先日、建設水道常任委員会でも報告がされていましたが、スーパー万代北側の交差点に信号が設置される予定だとのこと。当初、万代が出来るころから信号設置を求める声があったとお聞きしており、これまでも県道を横断する際に何度か事故も起こっているため、信号が設置されることについてはよいことだと

いうふうに考えています。しかし、その際に、万代の正面にある現在使われている横断歩道がなくなってしまうのではないかと近隣住民から不安の声を聞いています。ちょうどあそこの横断歩道というのは、住宅からの出口に直結しており、自転車や徒歩で買い物に行かれる方が多く利用されています。これがなくなってしまうと、北側の交差点から回り込んで万代に行かなくてはならなくなります。当然、遠回りしなければならない人にとっては不便になります。

また、どれぐらいの方があそこをちゃんと回り込んで信号のところの横断歩道を通して買い物に行ってくれるのか。これまでの名残であそこを横断すると。横断歩道がなくなってもあそこを横断される方や、また横断歩道がなくなってしまうと、南の方に行きますと、南都銀行のところの交差点まで横断歩道がなくなってしまうので、横断歩道のないところで道路を横断すると、逆にそうした危険な状況が生まれてくるのではないかとというふうに考えます。

こうした状況が考えられる中で、現在、信号設置に際してあの横断歩道はどのようになっていくのか、現在の計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいまご懸念いただいているのが、スーパー万代前の横断歩道がその北側の交差点に信号がつくことによって廃止されてしまうんじゃないかという危惧を住民の方が抱いているといったことをご心配でございますけども、このスーパー万代前の横断歩道につきましては、今現在も質問者ご紹介いただきましたように、買い物客等の利便性、安全性を考えますと、そのまま存続してほしいといったご要望も私どもも聞いておるところでございます。所轄警察署であります西和警察署に対しましても、こういう横断歩道の設置でありますとか廃止につきましては、県の公安委員会が所管するものでございます。その中で、所轄の西和警察署とも協議を行うといったことも聞いてございますので、その協議の中で、西和警察署の方から、この横断歩道についてはそのまま残してあげてほしいと言っただけのように私どもから働きかけを、今、している状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町の方としてもそういう形で、住民の皆さんに配慮をしたことをしてほしいと警察の方にも言っただけであるということですので、今後、新たな情報が入りましたら、またいち早く教えていただきたいというふうにお願いをしておき

たいと思います。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。2点目に書かせていただいたのは、JR法隆寺駅北側の5号線道路についてということで書かせていただいておりますが、主にお尋ねをしたいのは、現在、町が進めている歩道整備の計画ですね、その計画のこれまでの経緯についてお尋ねをしたいと思います。

もともとの計画では、東側に歩道をつけるというふうになっていましたが、昨年急に西側も歩道整備をすると委員会の中で報告があり、現在は西側の整備に向けて計画を進めているという状況です。

今回質問させていただくに当たりましてお断りをしておきたいと思うんですが、別に歩道をつける、整備するのが悪いと言っているのではありません。地元自治会や地権者の方々の理解をきちんと得られるのであれば、歩道を整備するのは私も賛成です。しかし、昨年報告のあった建設水道常任委員会の会議録、また、私、決算委員会のときにも少し質問をさせていただきましたが、もともと東側の歩道を整備するというふうになっていたのが、西側も整備をするというふうになった経緯がもうひとつよくわかりませんので、今回そのことで質問をさせていただき、きちんと理解をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の駅前の通称5号線、町道312号線でございますけども、これに関する整備計画につきましての経緯につきまして説明をさせていただきます。

まず、両側歩道設置についての経緯でございますが、当初計画、これは平成16年度でございます、につきましては、おっしゃるように、現道の4メートルの道路でございますが、その東側に2.5メートルの歩道を設置することといたしておきまして、そのことにつきまして当時の都市基盤整備特別委員会でも報告をさせていただく中で、その委員会の中で、道路拡幅もあわせて整備をとったご意見もいただいた中で、幅員構成を、6.5メートルの車道、そして2.5メートルの歩道と計画を改めをいたしまして地元説明会を開催し、事業への協力を求めてまいったところでございます。

その中におきまして、この地元説明等々におきまして、東側一方への拡幅計画では残ってしまう残地の土地の利用などの問題点や、当該路線が駅前北口の道路であり、またいざない大路であるという位置付けからも、両側への歩道設置が必要ではないかという



ご意見もいただいたことから、また再検討を行いまして地元調整を図ってきたという経緯がございます。

このようなことから、平成19年度には、地元関係者のご協力によりまして、事業範囲全体の境界確認や現況測量、それとまた道路東側の建物調査を進めまして、バリアフリー法に定められております基準により道路西側の歩道については2メートルとし、道路東側は、街灯、交通標識などが設置されても有効幅員2メートルを確保出来ますように2.5メートルの歩道設置をする方向で計画を作成いたしまして、これに基づきまして沿道の地権者の皆様に影響範囲などを説明させていただくと共に、当該事業へのご協力をお願いし今日まで進めてまいったところでございます。

次に、事業の進捗状況もあわせて報告をさせていただきますが、建設水道常任委員会でも報告をさせていただいておりますが、現在まで道路東側におきましては2軒の移転を完了をしていただき、引き続き残りの部分につきましてご協力をお願いすると共に、部分的に整備工事を進める予定といたしております。

また、道路西側につきましても、拡幅整備に伴いまして影響する建物もございまして、関係者の皆様に対しまして、建物等の調査を進めることについてご協力をお願いをまいりまして了解が得られている状況であります。今後、この調査につきましても、引き続き実施をする予定としております。

さらに、現在ある道路上には、電線事業者の電柱等が複数立てられている状況でありますことから、バリアフリー化の推進による快適な歩道空間の確保や駅前の景観整備という観点からも、この道路整備とあわせまして電線類の地中化事業の実施に向けても検討を進めておりまして、現在、第6次無電柱化整備計画路線がございまして、この手続を進めると共に、今後、各電線事業者との協議によりまして、事業計画について取りまとめを行い実施してまいりたいというふうに考えております。

今後とも、質問者おっしゃいますように、地権者の方々とも十分調整を行いながら、その都度委員会等でも報告をさせていただきながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 地元と調整する中でご意見をいただいて西側の歩道の拡幅に至ったというふうにおっしゃっていただきましたので、理解をしておきたいというふうに思うんですが、もともと計画がなかった西側の方ですね、これについてはもともと計画

はなかったじゃないかというふうにおっしゃっておられる方もおられるというふうにお聞きをしているんですが、西側の地権者の方にも理解をいただいているというふうには理解をさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） おっしゃるとおり、今現在、西側の地権者の方々にも一定の理解を得たところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたらまた、個々の戸別の交渉についてはこれからというふうに思いますので、今後の進捗状況をまた見守っていきたいというふうに思います。

それでは、この質問は終わらせていただきまして、次に3点目に、職員数の適正化と働き方についてということでお尋ねをしたいというふうに思います。

近年、全国的にどの自治体でも、職員数の削減や臨時職員の増加といった傾向が強く見られ、またそれに伴って起こっている問題点などが指摘されています。もともと、この職員数を削減するという発想は、あの自民・公明政権時代の構造改革からスタートし、国から集中改革プランという形で地方自治体に押し付けられてきました。地方自治体職員の適正数が何人であるという明確な答えを出すのは難しいですが、私は、一律国家公務員で5%、地方公務員で4.6%という目標で職員数を削減するという国の考え方は間違っており、それは住民サービスの低下につながるものだと考えます。

そうしたことから、当町においては、職員の数や働き方がどうなっているのか、また町は今後どのようにしていこうと考えているのか、現在の状況や町の認識をお尋ねしたいと思い質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目ですが、現在斑鳩町では、職員適正化計画に基づいて職員数の管理を行っていると思いますが、この計画の目的、そして計画に照らして現在はどんな状況になっているのか、また今後どのようにしていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 職員の適正化計画につきましては、町財政の健全化を図っていく行政改革推進方策の一環として、これまでの定員抑制の実績、今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、職員の計画的削減を図ることを目的といたしております。

当町では、第2次定員適正化計画を平成14年度に策定し、平成15年度から平成19年度までの5年間、目標数値を245人から18人減員の227人といたしました。平成19年4月1日現在の職員数は206人となっており、計画目標を達成しております。

また、第2次定員適正化計画の期間内の平成17年度におきまして、国から定めることが義務付けられました集中改革プランにおきましては、平成22年4月1日現在の目標値を213人といたしました。平成21年4月1日現在の職員数は203人でありまして、これも目標を達成しているところでございます。

今後の考え方といたしましては、平成22年度中におきまして、平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間といたします。第3次定員適正化計画を策定し、適正な職員数の管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、職員をふやすことに対しましては、私たち職員にとってはありがたい話であるということは十分認識をいたしております。しかしながら、近隣の自治体でも、職員数をふやせふやせと言われ、ふやした結果、現在、町財政が悪化し、早期退職や給与の大幅カットをされまして非常に苦勞をされております。

さらに、財政が比較的よいと言われておりました生駒市におきましても、職員の削減、それともう1点として給与の削減といたしまして、一般職全員の給与を1%、管理職の給与を2%それぞれカットされている状況でございます。

本町といたしましては、今後の少子高齢化によるさらなる税収不足等、将来の財政推移を見ながら適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 第3次の計画の中で考えていくということですが、今、部長、財政のこともおっしゃっていただきまして、もちろんそのことも考えないといけないんですけども、21年度4月の時点で213人の目標が203人になっているということについては、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） どのようにお考えということよりも、目標数値を下回っていると。その結果、職員さんには、やはりそれぞれ集中的にご苦勞をしながら業務には励んでいただいております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 削減目標ということで、それに達成しているということですが、余りにも減り過ぎているのではないかというのが私の実感です。それにつきましては、また3次計画の中で目標数値なども発表していただけたらと思いますので、またそれを見させていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、②つ目なんですが、職員の残業の実態とそれに対する町の認識についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） その前に、答える前に、各部門別の職員数につきまして見た場合に、全国の類似団体と比較いたしますと、総務課、企画財政課、税務課の各部門につきましては、大幅に少ない人員となっております。その他の福祉、保険、土木等の部門では、ほぼ類似団体と同じ程度となっております。

そうした中で、平成20年度の職員の超過勤務時間でございますけれども、年間の総時間数は2万5,994時間でありまして、対象職員1人当たり平均いたしますと、年間178時間でございます。

また、町の認識ということでございますけれども、時間外勤務につきましては、それぞれの課の業務内容とその時期、また各種事業の実施等によって差がございます。例えば、本年度ございましたら、定額給付金事業や衆議院議員選挙、町長選挙がございましたので、その担当課の時間外勤務は、他課と比較いたしましても前年度と比較しても相当多くなっております。また、財政や福祉、保険部門では、通年的に多い傾向にはございます。

このように、業務により時間外勤務が増加する要因もございますけれども、単純に時間外勤務が多いからといって必ずしも職員数が少ないとは言いきれませんので、今後も業務量等を勘案しながら適正な人員配置を行うなど、公務能率のより一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その職員さんでなければ出来ない仕事等もあるかとは思いますが、全体のバランスを考えて、今回、私は、残業をすることによって、余り多過ぎるとやはり職員の皆さんの体調等にも支障を来すと、この点について非常に心配をしているんですけれども、平成14年の2月に国の方から通達で、残業時間は月45時間を遵守することという通達が来ていると思います。そして、さらに、監査委員さんからも指摘

があったように、今、それだけ1人の職員に多くの負担がかかっている、残業代も過密になっている中で、その残業代分で新たな職員を採用することが出来るのではないかと、そうした指摘もされていますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 監査委員さんからそういうご指摘もございます。確かに、残業、年間やはり4,000万、5,000万という数字になっております。このうちの幾らかについて、正職員ないしは臨時職員さんの方に回して職員の職務の軽減を図るべきというのも、それは一定の理解をいたしておりますので、それらも考えながら今後もやっていきたいと考えております。

また一方、監査委員さんも言っておられるのは、若い職員さんを雇った一気はいいですけども、退職までのトータルをとってみますと、年間やはり平均850万程度、平均ですけども、共済費を含めてかかってまいります。それらを踏まえて財政も重要ですよとも言っておられますので、そこらの兼ね合いを考えながら運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） あと、すみません、もう1つ言うた、国の方から通達で、残業時間45時間を遵守することという通達があったことに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 確かにそういうことは理解をいたしておりますけども、そうではない部門はどうしてもございます。例えば、極端な話、財政部門でありましたら、12月からこの時期3月末までほとんど土日なしでやっていただいております。これについては、斑鳩町に限らずどの自治体でも一緒です、また県でも一緒です、国とも一緒です、になってまいりますので、それについては十分認識もしながらやっていきたいと考えておりますので、それについてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 認識をされているということですので、では、それに向けて改善をしていくというふうに努力をされるとこちらも理解をさしてもらってよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほども申し上げましたように、将来の財政推計もあります。それらのこともあります。将来、10年後に、財政が悪くなって、早期退職、また給与カットということになっていけませんし、やはり町の独自事業の充実もありますので、それらを踏まえながら、全体を見ながらやっていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に、平成18年に労働衛生法の改正が行われて、事業主、使用者に対して、従業員、労働者のメンタルヘルスケアが義務付けられました。これによりますと、時間外勤務が月100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者、または2カ月間ないし6カ月間の中で1カ月間の平均の時間外労働を80時間超えて行わせた場合に医師の面接指導を行わなければならないということが定められました。また、それ以外でも、長時間の労働により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者などにも面接指導に準ずる必要な措置を行わなければならないとされています。

そこでお尋ねしたいんですが、現在、この医師の面接指導の体制ですね、町の方では、この法改正が行われて、この医師の面接指導の体制というのは、どのような形で行われているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、今の労働安全衛生法の認識でございますけども、法律的には、月100時間を超える労働者であって、本人さんが申し出を行った者については、医師による面接指導を確実に実施するものとなっております。また、80時間云々につきましても、面接指導等の実施を努めるものとなっておりますので、ちょっと、今、ご質問と法的な文言が違いますので、そこらを認識した上でありますけども、町の方では、産業医さんがおられますので、この方には相談出来る体制とはなっております。また、長期休暇で休んだ、休職で復職する場合につきましても、自分のかかりつけ医の診断書と共に産業医の診断も必要となっておりますので、いつでも相談出来る体制にはなっております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、私、総務委員会の中でも残業時間、昨年度、一昨年度を聞きますと、多い方ですと平均して130時間超えているという方がいらっしゃったというふうにお聞きをしていますが、今、医師の面接指導の対象ですね、実際に対

象となられた方の数については、どのように把握をされているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 以前、予算委員会等でもお答えをいたしておるんです。一月に最高で平成20年で142時間やった者が1人ございました。その後、もう1人100時間を超える者につきましても、やはり同じ担当課の方でおります。2人程度おるといってございませぬ。それは、通年ではなくて、やはり時期、時期がございませぬけども、そういう状況です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 先ほど、部長、本人の申し出等と、もちろん法律でもそのことは定められていますけども、その130時間、140時間を超える方というのは、実際に面接指導等はされたんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本人の申し出もないですし、そういう面接指導も行っておりませぬ。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この法が改正された趣旨ですね、これまでやったら職員の体力的な問題というのが重視されてきたんですが、そうではなくて、昨今、やはりメンタル的にやられてしまうというか、そういう方がふえてきていて、それに対してやはり使用者や上司などが、その職員、労働者の体調管理については配慮をしなければならないということでこの衛生法が改正されたというふうに理解をしていますが、そうした場合に、特に最近うつなんかになられる方が多いんですけども、そうしたうつ状態になってしまったら、本人さんがなかなかそういうことを申し出ることが出来ないような状況というのはやはり発生して、そしてそのまま自殺をしてしまったりということにつながっているという傾向があるかというふうに思います。

法律では、本人の申し出があればというふうになっていますが、その法律の説明というんですかね、解釈を読ませていただくと、やはり周りの方、同僚や上司、使用者がその労働者の体調等について配慮をすることというふうになっていますので、外から見て医師以外の方が、その方が健康かどうか、メンタル的なケアについても判断をするのは非常に難しいというふうに思いますので、やはり一定、特に130時間、140時間という勤務をされている方については、医師の面談等についても使用者、使用者というん

ですかね、上司の方や同僚の方、特に上司になるかと思いますが、きちんとやはり配慮をしていただいて、必ず受けさせなければならないというふうにはなっていませんが、本人さんともよく相談していただいて、そうしたケアに当たっていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

部長そういうのはしてないとは言っていないので、されているんだろうというふうに理解はしていますが、産業医もおられて、そこと連携をとりながらやっておられるということですので、基本的には体制をとっていただいているというふうに理解はしておきたいと思いますが、それでもやはり、厚生労働省が労災認定する際に認定基準となっているのが月80時間の残業、月80時間を超えると過労死ラインやというふうに言われている。にもかかわらず、やはり町職員の中で、130時間、140時間というものすごい残業があるということについて、やはりこれは、そういうことがあってはならないのではないかと。幾らいたし方ないという状況があっても、それはやっぱり早急に改善をしていくべきだというふうに考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 確かに、木澤議員さんおっしゃいますように、非常に残業の多い課というのは特定をいたしております。それで、一番最初の質問でもお答えをさせていただきましたように、どうしても総務課、企画財政課、税務課部門につきましては、他町に比べますと、人員が少のうございます。人員が少ないということは、自動的に一人ひとりに対する仕事のボリュームが多くかかってまいっておりますので、やはりここらも考えまして、今後は人員配置を適切に行っていきたいとは考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。そしたら、もう1つだけお尋ねしたいんですけども、管理職の方については残業代としてあらわれてこないというふうに思うんですが、職員さんは朝、僕見ると必ずタイムカードを押しておられるので、もちろん管理職の方も押しておられると思うんですが、その管理職の方の時間外労働というのは、町として数値的に把握をされているんでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 管理職の時間外につきましては、数値的に把握したものはございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。



○14番（木澤正男君） 私、そこはものすごく怖いと思うんです。確かに残業代という形にはならないでしょうけども、職員さんが何時間働いておられると。残業代はつかないですけども、やはり同じように、人間ですから、長時間労働、時間外労働が続くと、体調を壊されて、そのまま最悪の場合はなくなってしまうという恐れもありますので、やはり管理職の方の健康管理につきましても、きちんと労働時間を把握されて健康管理をされていくべきではないかなというふうに思うんですが、町長、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 色々ご心配いただくことについては感謝を申し上げたいと思いますけども、やはりこういう仕事柄ですから、やはりその課その課で色々、財政関係になったら、先ほど部長申したように、12月から3月まではほとんどやっぱりそういう態勢でいかざるを得ない。

そういうことを考えていく中で、私はやっぱり残業そのものについては、その上司、部長あるいは課長が把握をする。やっぱり、2時間やったら2時間という限定をしてやらなかったら、ずっといてたらその課がずっと残っているというような状況は、私はやっぱりいい感じは持たない。あるいは、ノー残業デーという時間もつくっているわけですから、週2回あるわけですから、そこらを十分検討してやっていかなかったら、その課でその職員がずっと長時間やっている。これは、組合から考えたかてそれはもう絶対だめなんです。だめなことを、そういうことをやっていくということ自身がいいか悪いかということを考えなかったら、これはうまくいかないと思っておりますし、私はそういう人事、そういうものについても、今後やっぱり一つの大きな、部長が申しているように、課題だと思っておりますし、そこは適材適所を考えていかなかったらいけないんじゃないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長、一定お答えいただいたんですが、すいません、しつこいようですけどもう一回確認したいんですが、管理職の方の労働時間を町としてきちんと把握をして健康管理に努めるという態勢を考えるべきではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、私はいつも申し上げてるんですけども、朝礼等で、毎月

1日にやるんですけども、やっぱり健康管理というものは、自分みずからがやらなかったら何も出来ませんし、また残業というのか、管理職がどうかというよりも、やっぱり課長、部長が、あるいは課長補佐が、そういうことをやっぱり自分らみずからが、健康状態はどうあるかということは、それは速やかに健康診断をすることが一番大事ですけども、一番難しいのは、自分からみずから健康診査はなかなか行けない。やっぱり何かあったらかなわんという不安がある。そういうところに大きな問題があって、すぐに医者にかかる。我々みたいにこうして、平成16年に病気になった時は、やっぱり一病息災なんです。それまでは何ら全くそういうことは考えなかったんです。そやけど、そういうことが起こってしまいますと、やっぱりそういうことになりますから、管理職そのものについても、私はいつも申し上げるのは、健康管理を十分して、そしてみずからのことは絶えずチェックするということが一番大事ではないかなと思っておりますし、はたから、あんた、健康を害しておるよってに早う病院へ行きなさいということもそれは一番大事ですけども、やはりみずからがそういうことを率先してするということによって、私はやっぱり健康であれば、町民に対するそういういろんなことについては速やかに出来るのではないかなと。やっぱり健康を害していたら、そういう点については非常に問題があってなかなか速やかにいかない。そういう点について、これからは健康というのは一番大事なことですから、今まさにそういう点については、これからは検討を十分しながら、管理職の方々についてもやっぱり十二分に考えてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） どこまで私の言ったことが伝わったのかももうひとつよくわかりませんが、今、町長の方も管理職の方についてもそういう態勢、態勢というんですかね、健康管理について検討されるというふうにおっしゃっておられますんで、また今後についてもどのような態勢にされたのか、今後、また色んな機会を通じて確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、③つ目として、正規職員と臨時職員の配置の状況とその考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 臨時職員の配置状況につきましては、育児休業者や病気休業の代替等、あるいは若干の欠員補充によりまして臨時雇用をしているところでございま

す。また、選挙等をはじめ業務が一時的、短期的に多忙となる期間におきましても、雇用を行っているところでございます。

臨時職員の雇用状況につきましては、短期間・短時間勤務の方もおりますが、本年3月1日現在におけます6カ月以上の雇用で1日8時間週5日勤務をしている臨時職員につきましては、一般事務職は13名であります。これは役場本庁舎という意味であります。うち、育児休業の代替が3名、あと途中退職等がございました、色々ありますので、欠員補充が10名でございます。合計13名です。

また、その他の施設でありますけれども、保育士では29名、うち育児休業の代替が3名となっております。

その他といたしましては、調理員さんで4名、ふれあい交流センターで5名、憩の家で3名、手話通訳者が1名、嘱託徴収員さんで1名、幼稚園で4名、小・中学校の講師さんで7名、学校栄養士で2名、幼稚園・中学校の事務員さんで3名、図書館・公民館で5名、上水道課で6名、合計83名となっております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、一般職の方で13名と、それ以外のところで、出先も含めて83名ということで、その中で育児休業で交替されている方が3名、3名と。保育所の方3名と一般職で3名というふうにお答えいただいたというふうに思うんですが、数にして、特に職員全体の数が203と、21年度の4月の段階で203人と。これ、正規の職員さんの数やと思うんですけども、それ以外に96名の方が1週間に5日間8時間以上働いていると。言うたら、常態化をされている臨時職員さんがこれだけおられるというふうに理解をするんですけども、今、こうして臨時職員さんがふえてきていることについて、実際に正規の職員さんがやられているのと同じような仕事をされている。

私、お聞きしますと、以前は、臨時職員さんというのはあくまで臨時の職員であって、決裁なんかもらいに行かなかったし公印なんか押さなかったよというふうにはお聞きしてるんですが、今、臨時職員さんの権限についてはどこまでを認めておられるのか。きっちりした決まりはないのかもしれませんが、町はどのようにそれを認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、臨時職員さんの業務内容でございますけれども、職種に

よって違いがございますけれども、一般事務につきましては、例えば福祉課でありましたら、各種の相談申請業務は行っておりません。そうした中で、支払い等の会計事務を中心として行っておりますけれども、簡易な定型的な仕事が主な業務となっております。他の課においても概ねこのような形でとなっております。ただ、支払い伝票等は書いてもらっておりますけれども。

決裁等をもらいに行くという、ご質問の中にもございましたけれども、直近でも私の方からある課長に注意したことがあるんですけども、臨時職員さんが、例えば流用の決裁を持ってずっと回っておられると、これはいかなものかということで注意をさせていただきました。そこらの認識不足がありますので、改めてもう一度課長には注意したいと思っております。

ですから、あくまでもそういうように簡易な仕事をさせていただいておるということで認識をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） あくまで簡易な業務ということで位置づけをして臨時職員さん採用されているというふうにお答えいただいたんですが、それでしたらちょっとお聞きしたいんですけどね、今、公民館の館長さんや幼稚園の園長さんまで臨時職員でされていますよね。こうした方々というのは、一定責任も持って仕事をされているというふうに思うんですが、こうした方々の位置づけについては、じゃどのように理解をされているんですか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 館長というその施設の代表者でございますので、決裁権は当然課長にあります。したがって、館の運営については園長なり館長が責任を持ってやっていると。もちろん、課長と協議をしながらということでございますので、それについてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 館の運営で、私、ものすごい責任のあることだというふうに思うんですが、とても部長が答えられたような簡易な業務ではないというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 私が答えさせていただいたのは、一般職の方の仕事で答えさ

せていただきました。そうでないと、色んな臨時職員さんおられます。保育園にもおられます。小・中学校の臨時講師さんもおられます。今度、30人学級するとなったら、やはり小学校で講師さん雇わなければいけないし、これは正職ではないで、あれもこれも一緒に議論するのじゃなくて、やはり一般職とその施設、施設の立場、立場の職種で議論をお願いをいたしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、総務部長申しあげましたように、やっぱりその施設の館長なり園長ということになりますと、責任を持っていただく部分がたくさんあります。やっぱり基本的な運営については、課長と十分協議して、その中で館長がその都度判断をしていただくということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 課長と相談するといっても、課長と相談出来ない状況の中で判断を下さなければいけない状況が当然発生してくるかなというふうにも思います。そうした方々については、やはり正規の職員さんで対応するべきではないかと。

あと、臨時職員さんの位置づけの中で、一般職の業務については簡易的なものというふうにお答えをいただきましたが、時期的なものです、臨時職員さんですから、あくまでやはり一時的なものであるべきじゃないかなというふうに思うんですが、そのところはどのように認識をされているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 一般事務職さんでご答弁をさせていただきます。それにつきましては、確かに臨時的なものとして認識をいたしております。これは、やはり常態化するのは好ましくないということでは認識をいたしております。ただし、選挙等、また定額給付金等特殊なものがございまして。そういうものにつきましては臨時的で雇っていくけれども、それ以外については常態化すべきではないと考えております。これは、あくまでも一般職の事務員さんに限ってはあります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、一般職以外の方の臨時職員さんについてはいかがですか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 各施設、施設であります。例えば保育園がございまして。今、

29名おられますけれども、これにつきましても、やはり保育園の運営はどうあるべきかということで今日までできておりました。総収入と総支出の関係を見ていった場合でも、やはり余り過大にも町の一般財源を支出することは出来ない。また、将来の2園のあり方もございました。そういう議論があって、臨時職員さんと正職さんで運営してきた経緯がここ十数年来ずっと続いております。やはりそれはそれで、そうした中で園を運営をしていくというのは、町の方針としてやっております。幼稚園については、必要な方については、臨時講師さんを配置していると。これをすべて正職さんに一気にやっていくべきだという議論にはやっぱりなっていないと思いますんで、先ほども申し上げましたように、その施設の運営をどうするか、また将来の財政運営をどうするかというのを、全体を考えてやはり議論していただくものであると考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、何回も言いますが、もちろん財政のことは考えないといけないんですが、基本的に働く中で、正規の職員さんであっても臨時の職員さんであっても、待遇としては均等でなければいけないというふうに、賃金の考え方としてそれが基本にあるべきだというふうに思うんですが、今年度も一定改善は見られるものの、臨時職員さんについては、いまだにやはり減らされる前の時給やボーナスなどには戻っていないですし、そういった意味では、正規の職員さんと比べると賃金に差があるというふうに思うんですが、この均等待遇については、町としてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 総務委員会でも課長の方からご答弁させていただいたと思いますが、臨時職員さんの賃金につきましては、やはり奈良県の最低賃金の動向や近隣市町村の実態を踏まえた中で決定をいたしております。そうした中で、平成22年度につきましても回答をさせていただいたわけですが、今後におきましても、やはりそれら、また社会経済の状況もございます。今、国の方におきましても、やはり非正規労働者の方々の賃金について議論をされておりますんで、それらの議論の動向も踏まえながら、頭に入れながら決定をしていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前から、やはりまずもとに戻すべきだと、臨時職員さんの賃金についてね。さらに、臨時職員さんについては昇給などもないでしょうから、一定大

和郡山市の方が3月議会で臨時職員さんの賃金を改善されるというふうにお聞きをしていますが、部長もおっしゃいましたように、今、国の方でもそのことについては議論をされているということですので、やはり町としても、財政的な問題はあるでしょうけども、やはり職員さんについては均等待遇であるべきだと。一遍にそういうふうにはならないのかもしれませんが、やはり一歩でも二歩でもそれに近づけていくように努力をしていていただきたい。また、この問題につきましては、今後も私の方も取り上げて質問させていただきたいというふうに思いますので、この辺で終わっておきたいと思えます。

それでは、次、最後に、ジャスコ閉鎖後の状況についてお尋ねをしたいと思います。

今年に入り、ジャスコ斑鳩店が閉店となりましたが、これまで、あの周辺だけでなく多くの町民の皆さんがジャスコを利用されていたかと思えます。町としても、ジャスコがなくなると困る方も多きことから、撤退しないようにと働きかけをしていただいたということは理解をし感謝もしています。しかし、その後、残念ながら2月20日付でジャスコが閉店し、既に解体工事が進められているようですが、そこでお尋ねをしたいんですが、ジャスコ閉鎖後に住民生活にどんな支障が出ているのか、町としてどのように認識をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） このスーパージャスコにつきまして、この撤退につきまして、先ほど質問者もご紹介いただきましたように、その撤退が表明されてから、町といたしましても色々、撤退しないように活動してきたところでございますけども、結果的には撤退されたということでございます。

この撤退によりまして、周辺の住民の生活にもやっぱり大きな影響があるというふうにご考えてございまして、食品及び日常生活品を手に入れるだけでも、王寺町とか平群町のスーパー等々に出向かなければならないといった状況で、非常に不便を強いられている結果となっております。特に、高齢の方々にとりましては苦慮されているというふうには認識をしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 当然、買い物に行かれていた方が、そこがなくなってしまったんで、お聞きをしますと、平群のコープの方に行かれたりとか西友の方に歩いていかれているということですが、特に今、先般同僚議員からも質問があったかと思えますが、

買い物難民の問題ですね、ひとり暮らしのお年寄りの方だと、西友まで歩いてそんなに距離もないじゃないかというふうに言われる方もいらっしゃると思いますが、特にマスコミ報道なんかを見てましても、お米を買って持ってかえれないと。ちょっと健康な方やったら、やはり介護保険なども使えない中で、本当に軽いものしか買ってかえれないので、毎日缶詰食べてるんやとか、そんな報道もされており、そうした買い物でお困りの状況があると。

さらに、これまでジャスコの方でペットボトルとか食品トレイ、また牛乳パックなどを回収されていたようですが、それらがなくなってしまって困っているという声も聞いているんですが、これらの問題について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ジャスコが回収しておりました資源物の関係でございます。ペットボトルや食品トレイ、また牛乳パックといったような容器につきましては、容器包装リサイクル法で、中小規模以上の事業者はその容器包装をリサイクルする義務が課せられておりますことから、スーパー等の店頭におきまして回収ボックスを置き、みずからリサイクル処理を行ってきたところでございます。

しかしながら、ジャスコ斑鳩店の回収ボックスを利用していただいた方につきましては、今現在、利用していただいているスーパー等の回収ボックスをご利用いただくか、もしくは町内の公共施設に備え付けの回収ボックス等に排出をしていただきたいと考えているところでございます。

なお、当町では、ペットボトルや食品トレイ、また牛乳パック等の資源物の回収方法はそれぞれ異なっておりますので、そういった回収方法等につきましては、ごみの分け方、出し方にも周知をさせていただいておりますけれども、また新たに広報紙等におきまして再度周知を行い、住民皆様の利用の促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今月の広報紙にも、古紙・再生紙の回収のあれも載せていただきましたし、また部長の方でもしていただけるということですので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、最後に、ジャスコ閉鎖後の跡地に、今、新たなスーパーが来るんじゃないかという話も聞いていますが、町としてその辺の情報については、どこまで把握をされ



ているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ジャスコ跡地の土地利用の計画でございますけども、これまで店舗の計画を含めまして町の窓口の方で、当町の開発指導要綱がございます、これの事前協議の手続そのものに関する問い合わせや相談を受けた経緯がございます。しかしながら、現時点におきまして、そうした町への事前協議の申し出がなされてはおりませんので、町といたしましても、食料や日用品の販売店舗を計画されているというふうには聞いておりますものの、具体的に今後どのような土地利用が図られるかの詳細な事項につきましては、把握は出来ていない状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、お聞きをしますと、地元の住民の皆さんからも、新しく店舗が出来るのであれば、あそこの土地のところにバス停をつけてほしいとか、ポストやATMの設置などを求める声があるようにお聞きをしていますので、今後、もしその業者さん等の申請があった際には、地元の住民さんの要望が反映されるように業者に対して指導を行っていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時21分 休憩）

---

（午前10時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきますと思います。

まず、1点目に挙げさせていただきました会計管理者についてでございます。この質問につきましては、私、21年6月議会においてこの質問をさせていただいた経過がございます。その時の私の質問に対しまして、課長職の中で部長職に上げる適任者がおらなかったというふうにお答えをいただいております。私は、この会計管理者というのは、法的にも位置づけをされた重要な権限を持つポストであるというふうに考えていた

ところ、兼務をされる、総務部長との兼務をされる。

そんな中で、私はやはり、21年度の斑鳩町の予算編成を見ている中で、そういうふうに兼職をし一定の権限が拡大をされている、一人の方に権限が拡大されているということについての弊害が出てこないかどうか、こういう検証の仕方も21年度予算ではさせていただいてきたところですが。その中であって、21年度予算については、斑鳩町の予算編成もある種、我々の要求なども入れられ、住民の要望にもこたえられるような一定の編成はされていたものの、予算に対して反対をしたという経過もございました。

そこでですが、この議会にその兼務をされていた部長が、今般、副町長のポストにつかれる。そのことにつきましては、私は、現在の総務部長が、介護保険をスタートさせるときに、大事業であるというときに課長に来られ、そこで私もいろんなことを言いながら、一緒に勉強をしながら斑鳩町の介護保険制度をスタートさせた。その時の現在の総務部長の手腕というものは大したものだと、非常にその時に認識を持ちましたし評価もしておりましたので、副町長に上がられることについては、何ら異存もございません。

けれども、昨年の6月議会に、課長職の中で部長職に上げる適任者がおらなかったという答弁をされて、まだ、今、半年しかたっていない中であって、2つのポストを兼務されていた方が上に上がるということになった時に、果たして斑鳩町は、じゃあ次のポストについてどのように考えておられるのか。私は、もともと会計管理者についてはきちっと、その権限というものがあるので、執行部側の人間とは別にしなければならないというふうに考えていたところですがけれども、そういうことになって、そういう経過をたどってきた中であって、今後の町の考え方、姿勢というものを、やっぱりこの議会できちっと私は聞いておくべきであるというふうに思いましたので、一般質問の1番目に挙げさせていただきました。

副町長に行かれるということについて異論はございませんが、その後のポストとしまして、考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 私から答弁をさせていただきます。

会計管理者は、質問者がおっしゃるとおり、公金の受け入れや支出が適正かをチェックを行う等、町政の運営の基盤として下支えの役割を担っている重要な職務であるということは、私ども十分認識をしているところでございます。

昨年の人事異動におきまして、会計管理者の設置について、十分検討を重ねてまいり

ましたけども、結果としてやむを得ず優秀な総務部長に兼務をしていただくという形になったことは事実でございます。そういう中で、総務部長が兼務して今日までやってきた、何の問題も起こってないということでございます。

今回、里川議員のご指摘にもありましたように、私の退任によりまして総務部長の池田君が次期副町長に選任されましたことから、上層部における人事異動は避けて通れない事実となったところでございます。こうしたことから、平成22年の4月異動に対しまして、人事異動に対しまして、そういう行方の中で、会計管理者の配置も含めまして全体的な適正な人事を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 優秀な人材であったため兼務をしてき、そしてその結果問題はなかったというふうに副町長お答えいただきましたが、私自身は、予算編成からずっと見てる中では、やはり権限が拡大することによって一定の影響が出てたのではないかとというふうに思われる節のある編成の仕方になってたのではないかとという疑問は持っておったということについては、申し上げておきたいと思えます。

ただ、今後につきまして、そういう重要なポストでの異動が現在も、議会も承認をさせていただいておりますので、その後、やはりそれぞれの職務についてきちっと精査をしながら町の方もやっていきたいと言っていたいておりますので、それについては慎重に、たった半年前に人材がなかったと言われて答弁を受けている私としましては、大丈夫なのかな、ほんとにちゃんと考えてちゃんと配置を出来るのかなというところについては非常に心配をしておりますが、ただし会計管理者の職務権限から申し上げますと、きちっと位置づけをしていただかないと困る。斑鳩町の行政レベル、行政内容から考えても、ほんとにきちっとやっておると。私は、他の近隣の市町村なんか比べても、誇りを持って私は行政のチェックをさせていただいてきている中においては、このところについては、ちょっと今年度非常に残念であった。けれども、職員の育成の仕方も含めまして、適切な人員の配置をやっていただくということをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、前向きなご答弁もいただきましたので、2点目の質問をさせていただきたいと思えます。2点目には、地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてということで挙げさせていただきました。これらにつきまして、若干基本的なことは総括質疑もさせていただきましてけれども、そんな中で、時間が余りなかったというようなことも総務

部長の方からお答えはいただいておりますけれども、今回、この交付金の取り方というたらおかしいですけれども、斑鳩町では新設の道路工事を2本取ったという形でこのきめ細かな臨時交付金の活用をしていただいたという結果があらわれてきておるわけなんですけれども、これまで、昨年度の2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金、政府で6,000億円でしたね。それと、今年度の1次補正の地域活性化経済危機対策臨時交付金、これは1兆円規模でしたけれども、こういうことをやってきた関係のこれまでの流れを見てきて、それと2次補正の今回のこの地域活性化・きめ細かな臨時交付金、この流れを見てくる中で、今回、2本の道路の新設で活用をするんだという補正予算で上がってきたのを見ると、どうもこれまでとちょっと違うなあと、取り方がちょっと違うなあとというような私は印象を受けたんですね。

ですから、これの今後のこともございますので、今回、一般質問に挙げさせていただきましたが、まずこの事業を選定した、これを道路の新設にするんだというふうに決定をした経過についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、ご質問の地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、平成21年12月8日に閣議決定をされました。「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、「電線の地中化・都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する」とされたことを踏まえ、国の平成21年度第2次補正予算において創設された交付金であります。その目的としましては、「地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備等の速やかかつ着実な実施を図ること」とされております。

本交付金の対象事業の選定経緯でありますけれども、平成21年12月16日に県市町村振興課から、交付金創設の事務連絡及び資料提供がございました。そうしたところ、翌日の12月17日には、斑鳩庁内の全課に対しまして情報提供を行っております。次に、1月6日に全課に対しまして交付金事業の要望照会を行っております。その要望の結果、担当課から上げられました要望の取りまとめを行い、大字岡本及び大字目安地内の町道整備事業を交付金対象事業として選定し、2月1日付で内閣総理大臣あてに申請したところでございます。

このように、国からの交付金創設の情報提供から本町における対象事業の決定まではかなり短い時間でありましたが、出来る限り多くの事業、また効果的な事業を要望出来

るよう全課に照会しながら配慮したわけであります。そうした中で選定作業を進めてきたと考えておりますので、本交付金事業にご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、各課に要望したところ、その要望の提出状況ですけれども、建設課からは今回の2本が出ておりました。あと、観光産業課から3本の農道が出ておりました。ただし、そのうちの2本につきましては、工事の見込みが確実でないということで、必ずこれは翌年度中に実施が可能、先ほど申し上げましたように、翌年度に必ず実施出来る工事となっておりますので、これについては除外をさせていただきました。もう1本につきましては、150万円の工事でありましたので、これは一般財源で充てるということで割愛させていただいて、約6,000万円近い金額になるこの2本で交付金を活用するという経緯になったわけであります。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、このときに、選定するときには、どうなんでしょうか、下からまず、各課からどういうふうな要望があるかというのを募り、そして最終的にどれにするかというのは上でまた調整をするということなんですが、そこに、各課から上がってこなくても、こういうものもあるのではないかと、こういうものもあるのではないかとというようなヒントというんですか、こういうことは考えられるのではないかとというのが、各課の方へ上の方からももう一度打診をしてみるとかというようなそういうやり方というのも、今回は時間がなかったので余計になかったのかなというふうには思ったわけなんですけれども、まず下から上がってくることが大事ですけれども、私はこういう交付金ですね、一応対象事業ということを経理おっしゃいましたけれども、これ、結構使い勝手のいい内容の交付金になってるようなんです。新設だけでなく修繕とかそんなんにも全部適用されますのでね。それで、公債発行対象の国庫補助事業とかでもオーケーなんです。

ですから、使い勝手のいいものですので、やはり検討をしながら、財政が厳しいという状況の中であって、住民サービスに寄与するために、財政厳しいけれども、まさにきめ細かく、どういうところにもうちよっと手を加えていかなければならない。けれども、財政厳しいのでちょっとどうしようかと言うているような部分に、この臨時交付金なんかが適用をされてしかるべきなんかなということをおははずっと考えてたんです。

補正予算で出てきた時に、道路新設2本とぼんと上がったものですから、何か今まで

の選定の仕方と少し違うのかなあという、ちょっと私なりに不満をその時感じながら見てまして、そして県の方へ照会をしまして、生駒郡内の町がこの臨時交付金どういうふうな取り方をしたかというのをちょっと見させてもらいました。そうしますと、平群町さんなんかは、項目が非常に多くて、短期間だと言いながらも非常に多くの項目取られてまして、16項目を上げてこの交付金を受けようとされたと、申請されたということですね。三郷町でしたら6項目でした。そして、安堵町さんは9項目上げておられまして、ほんとにきめ細かな臨時交付金という名にふさわしいような、各分野にわたっての修繕などを主にこの交付金の活用を決められたというふうに思っております。

新設がいかんのではないと思います、目的からいって別にあかんとは思いませんけれども、ほんとにきめ細かくこういうふうな形でこの交付金というものを斑鳩町が利用しようとしたのかどうかということについては、ちょっと今回疑問を、私自身が補正予算を見る中でこの活用を知って感じたもんですから、今回一般質問で改めて質問をさせていただき、やはり今後、この間ちょっと続いてきてます交付金ですから、今後はどうなるのかはわからないにしても、こういう有利な条件で出来るものがあるとするならば、私は各課から色んな要望が上がって、各課がこれを取り合いするようなそんな状況であってほしいな。そういう状況の中で、ほんとに町民さんのためにどれが必要か。財政が厳しい中であってどれを利用してどれを実現していこうか。軽微なものも含めて、軽微だからこそ後回しにされてしまう、でも住民さんの要望が高いというような事業もあると思うんですね。

ですから、そういう精査を町がやっぱりするという姿勢。そして、各課で各職員さんがこれを取り合いするんだぐらいの気持ちでやっぱり要望上がってきてくれたらいいなあというふう感じたもんですから、今回都市建設部の2課から要望が上がっただけであるというふうにお聞きして非常に、ほかの町を見てましたらね、教育委員会であったり色んなとこの部から上がってるんですね、修繕という形でね。

ですから、ちょっと、地域の活性化ですけれども、やっぱり斑鳩町の町内の活性化をしながら、きめ細かなですから、やっぱり職員さん皆さんでそれぞれきめ細かく、住民要望の高いものをどんどん上げてきていただくという体制、こういうものを私はやっぱり、議会としてはこれらの状況をチェックしながらのぞみたいというふうに思ってるんですが、今後の取り組み方についても、今の私の考え方もあわせましてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、質問者もおっしゃいましたように、昨年度から地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など国から臨時交付金が続いて創設されておりまして、斑鳩町といたしましても、これら交付金を最大限効果的に活用するために、創意工夫しながら、各交付金の実施計画を策定し、その登載事業を実施してまいりました。

今後につきましても、国からの交付金等が新たに創設されましたならば、これまでと同様に、全課に情報提供を積極的に行い、全職員がそれぞれ知恵を出し合いながら、住民ニーズを集約したより効果的な活用が出来るよう精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま総務部長としてご答弁をいただきました。今後、4月以降は、この総務部長が副町長となられます。これまでの副町長も、非常に私はその職を遂行していただくに当たり、非常に人物、そして仕事の内容、これらを見る中で、現副町長も私は大変高く評価をさせていただき立派にやっていただいていたというふうに認識も持っておりますが、時代もかわり、また副町長として新たに現総務部長がその職に当たっていただくという中にありましては、やはりそういう政権交代の後、色んな流動的な問題もございますし、こういう新しい、いけば去年、今年とこんなふうに臨時的にやられると、そういうとっさの特別な対策というような形で上がってくるものなどもございます。これらについては、やはり機敏に臨機応変に、またそしてその持つておられる力量を精一杯発揮をしていただきたいということをご期待したいというふうに思っております。

それでは、続きまして3番目に移らせていただきたいと思います。3番目の問題なんです、後期高齢者医療制度の保険料について。これは、先日、私所属しております厚生常任委員会の方で一定の保険料の改定についてのご報告はさせていただきました。そのとき私の受けた印象ですが、非常に改定率の高いところもある中で、奈良県については、まあまあそんなに高くはないかなあという感じは受けたんですけども、ただ、そういうことよりも根本的な問題がございますので、今回一般質問で挙げさせていただきました。

まず、この後期高齢者医療制度なんですけれども、新政権が発足する以前、マニフェ

ストも出しておられてきた経過の中では、この後期高齢者医療制度は廃止するんだというふうにおっしゃっておられました。そして、新政権が発足をしてから、この廃止はするけれども、すぐには出来ないので、4年後にするんだというようなことをおっしゃいました。じゃあ、保険料は2年ごとに上がりますよと、これはどうするんですかというのと、その保険料、上がるのは抑制をしなければならないということの中で、私は色々な新聞を読んでいる中では、たしか2009年10月に、その抑制を図るための国庫補助も検討をしたいというようなことをどこかでおっしゃっているというようなこともあったと私は思っているのですが、ところが、今回の改定につきましては、そういう手だてがされていないというふうにお聞きをしております。

この間の報告の時に考え方は示されましたけれども、全くそのために新たに国から何らかの形で補助をされるということはないということをお報告されておったと思うんですけども、ただ、その点につきまして、財政安定化基金を取り崩し、取り崩しというんですが、このことにつきましても、関連法の改正などもしないといけないというような状況もある中で、とりあえず財政安定化基金を活用し、それから剰余金も活用して抑制に努めなさいというふうに国が転換してきたと。国は特別にお金は出さないというようなそういう状況の中にあって、やっぱり奈良県でもこの保険料を値上げせざるを得ないという状況になっているんですけれどもね、こういう経過をたどってきた中で、町の方は広域連合に対して何か声を上げていったのか。また、広域連合というのは、これに対してどんなふうにご考えておられたのかというような情報を、町の方でつかんでおられる範囲でまたお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回、後期高齢者医療の保険料率、平成22・23年度の奈良県後期高齢者医療の保険料率につきましては、所得割率が7.7%、均等割額が4万800円とする条例改正案が、去る2月16日開催の広域連合の議会で議決され、決定をいたしました。これにつきましては、厚生常任委員会でご説明をさせていただきました。

新しい保険料率の考え方につきましては、あらかじめ全市町村に説明がありました。その中で、医療費の伸びや後期高齢者負担率等により推計をした給付費総額から、国庫負担金、調整交付金、保険者からの支援金等を差し引き、保険料収納必要額を求めた上で保険料が算定をされておりました。適正なものと考えられましたことから、これにつ



いて特段の意見は申ししておりません。

この中には、厚生労働省の指示に基づく財政安定化基金の取り崩し、また前年度までの余剰金の活用等による保険料率抑制策も講じられているところでもあります。保険料の上昇率につきましても、奈良県の場合は2.7%であり、現段階で厚生労働省が見込んでおります全国平均3%に比べると、抑制をされているものと考えております。

なお、県の後期高齢者医療広域連合におきましては、その加盟する全国団体を通じまして、保険料率改定の際の被保険者軽減のために、国における財源の確保を要望をしておるといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私にしたら、値上がりはせえへんやろというふうに思っていたところ、一定の国庫補助を検討するというふうな形で私は情報をつかんでおりました。国会の中のどの委員会の中の答弁なのかは、ちょっと今定かではないですが、私の中では、保険料は上がらないだろうというふうに認識をしておったんですけれども、今、まさにこういうふうな形で、国は特別な手だてをしないということやってきたと。広域連合なども少し慌てておられたのではないかなというふうには、今、お聞きしてても思っておったんですけれども、ただね、財政安定化基金取り崩すということなんですけれども、じゃあ財政安定化基金で奈良県には幾らあって、今、料金設定するのに幾ら取り崩して幾ら残して、そしてこれは不測の事態に使うための基金ですので、その不測の事態に備えるのが幾らぐらいあれば出来るというふうな形で今進んできているのか、そういうことについて、非常に私は今の政権に対して腹が立つ思いもありながら、でも、やはりそうなればなったで運営してもらわんとあかんでね、そこが非常に気になっているところなんですけれども、その状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 財政安定化基金の積立額と取り崩しの予定の額でございますが、平成21年の12月現在、奈良県の積立額は約6億1,900万円であります。広域連合によりますと、今後2年間の保険料率を算定するに当たり、その2年間でさらに積み立てる金額を合算した上で9億800万円を取り崩し交付を要請する予定で推計をしたというふうに聞いております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） いやあ、まあ、今、話聞いてね、ちょっとびっくりしましたけど、6億ちょっとしかない現在、基金の取り崩しを、その先で入ってくる、その先で積み上げる予定の中からも3億ほど見越して9億800万円取り崩すんだと、非常に綱渡り的な状況で手当てしなさいと現政権がおっしゃっているのだとすれば、何とも無責任な話だなあと。後期高齢者医療は廃止すべきだとおっしゃって、2年ごとに上がる保険料についても、何とか保険料が上がらないようにするとおっしゃって、結果こういう形になっているということについては、非常に、私、問題だなあとというふうに感じているところなんですけれども、それについて、やっぱり町も広域連合の組織の一員として、危機感というのか、そういうものを持った中で、広域連合の中でも、先ほどもおっしゃっておられましたね、各市町村の担当を集めての担当者会議とかもずっとされていると、何かあればそういうふうになれるということもお聞きしてますけれども、そういうところでも精一杯やっぱり言わなければならないことは言っただき、要求しないといけないことについては要求していただき、広域連合の一員として広域連合で実施されているこの制度が斑鳩町の高齢者の皆さんに負担にならない努力を広域連合にもしていただき、広域連合はやはり国の方へきちっと声を上げていっていただくというような形をとっていただかなければならないというふうに思います。

そしてまた、町長が所属されている町村会長の中にあっても、町村会の中でも、やっぱりこういう問題については各市町村に影響のある問題ですので、きちっと方針なども出していただき、早めに出していただき、そして早めに出していただいた方針を守っていただいてやっていっていただきたい。

これに似たようなことが、私は新設される子ども手当でも感じておりました。児童手当をなくして子ども手当となったときに、これまで児童手当で市町村が負担をしていた金額というものがなくなるのかなというふうに私は思っておりました。全額子ども手当では国庫負担で行っていただけだと思っていたのが、22年度につきましては、児童手当で今まで出していた分も町は出さなあかんという、ちょっとこういうふうに、当初言うておられたことから考えるとこうだなと思っていたことが何か変わってくる。こういうことが、やっぱり新政権のもとでいろんな、まあまあ政権も模索してはんのかわかりませんが、私ら身にしてみても、即住民さんと接しているところでこういういろんな制度を見てたら、感じるものが色々あります。市町村にとっては、財政問題は非常に大きな問題でございますのでね、こういうことはきちっと目を光らせながら、意見を上げるべ

きところではきっちり上げていっていただきたいというふうに思います。

さらに、この問題について、私も一体この保険料、今、部長の答弁で、全国平均3%の値上がりとおっしゃいました。斑鳩町を含む奈良県では2.7%の値上げで、平均を若干下回ったのだなあという、普通に単純な感想はそういう形になるんかと思えますけれども、値上がりをするので改めて私ずっと保険料、47都道府県の状況を見させていただきますと、引き上げになるところがどれだけある、そしてまた据え置くところがある、それに加えて引き下げしはるところあるんですよ、都道府県によってね。

引き下げも行われるところがあるということを見まして、それを見た中でさらに思うのが、1人当たりの年間保険料に余りにも大きな差があるということについてもちょっと驚きを再認識したんですけれども、一番高いところであれば、東京都ですかね、8万8,439円、奈良県は6万3,881円になりますよということですので、1人当たりの平均がその金額ですけど、東京になったらそういう金額になるんですよ。でも、これをずっと見ていきますと、一番安いところであれば3万円台なんですよ。岩手県なんかでしたら3万8,270円てなっていて、高齢者の皆さんの医療制度として国が決められたことなんですけれども、都道府県によってこう大きな差がある。国民健康保険も同じように言えるんです。国民健康保険という名前で国が決めた制度やけど、保険料なんかは全国一律ではなくて、このように非常に差が出てくる。住んでいる市町村によって大きな違いがあるというような状況があるんですよ。国保なんかは余計ですわ、市町村ごとですから。後期高齢者は都道府県ごとやからちょっとましなんですけどね。

こういう大きな格差があるということについては、どのように私も分析して考えたらいいのかなあというふうに考えたりしてたんですけれどもね、この際ですので、保険料改定に伴って改めまして町の方に、この都道府県によって大きく差があることについてどのように考えればいいのか、お聞かせをいただけたらというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保険料額の求め方につきましては、原則として、給付に要する費用から定められた収入を差し引いて保険料収入必要額を求め、被保険者数や所得に応じて按分されて決定をされます。例えば、その都道府県で一人当たりの医療給付が大きくなれば、保険料額は高くなります。また、被保険者の平均所得が低くなれば、所得割の保険料率は高くなり、同じ所得の人であっても都道府県によって保険料額が異なることとなります。

このように、保険料の率や額は、その都道府県ごとの給付や負担能力等の事情が複合的に絡むものでありますことから、平均保険料額の単純比較での格差について、一概に述べるのは難しいと考えております。

ただ、この制度は、保険料率の決定を含めて広域で財政的リスクを負担しようとするものであり、市町村単位である国民健康保険より安定した運営が期待出来るシステムとなっております。都道府県によって負担に格差が生じるのであれば、本来は、調整交付金等により、その財政力等に応じた調整を国が行うべきであると考えております。

このようなことから、広域連合におきましても、国に対し国の定率負担を現行の25%から33%に引き上げ、また調整交付金は別枠で確保するように求めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の部長の答弁のとおりだと思うんですね。本来、33%の国庫負担という形で私らは当初思っておったんですけれども、実はそうではなくて、国庫負担が25%で、そしてその8%についてが財政調整交付金というような考え方でやられているということについては、私もちょっとこれは非常に問題やなああと、この制度スタートするときのほんまに問題点だなあというふうには感じておったんですけれどもね、今、おっしゃられるように、現政権が廃止とはおっしゃっているものの、これ4年間維持するのであれば、ここの財政調整交付金と国庫負担の割合ですね、ここのところは、今、部長おっしゃられたように、国庫負担の33%の堅持というのは要求してもらいたい。財政調整交付金については、その財政力に応じて、各都道府県の状況に応じて交付をされると、別枠でね。これは、強く広域連合に対しても言い、広域連合からも、また色々な機会をとらえて国の方へ、現政権にやっぱり要望を上げていっていただきたい。この制度に問題があると考えておられる政権なんですからね、当然そういうことを受け入れてもらわんとあかんと私は思っておりますので、さらに声を大きくして言っていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。私の所管する厚生常任委員会の問題ですけれども、これはほんとに大きな問題であるということから一般質問させていただきました。

続きまして、次の項目に移らせていただきたいと思っております。次は、テレビの地上デジタル化についてということで上げさせていただきました。テレビ見てましても、最近横に、うちはアナログテレビですから「アナログ」と出てきますしね、そして「地デジ

カ」という色んなところにキャラクターが出てきて宣伝もされているというような状況があることはあるんです。でも、私、色んなお年寄りの方たちとお話をさせていただく中で、この地デジの意味が全然やっぱり把握をしていただけてないというような状況があるなあというのを認識してるんです。来年の7月いうたら、いよいよ1年少ししかございません。

そんな中であって、今、色々新聞読んでおりますと、地デジ移行をするのに、これもやっぱりモデル地区を、手挙げた市町村なんか取り上げてましてモデル事業みたいな形でやっておられた内容が紹介されておまして、石川県の珠洲市で行われたモデル事業で、もう既にここではアナログの停波2回やってはるんですね。2回試行して、もうこれでオーケーやと、出来ると、総務省がモデルでやって総力を入れてやって、やっと100%いけるなあということになってるといふ新聞報道を読んでもるんですね。これ読んでから、じゃあ斑鳩町の実態どうやろかと考えた時に、私、ほんとにすごい不安になったんです。あるお年寄りが、テレビ壊れたからテレビ買うねんと簡単におっしゃるものから、これからテレビ買われるんやったらいうて私ちょっと説明させてもろうたら、えっ、そんなん知らなかったって、まだ今でもそんな話があるんですよ。

そんな中で、ここの記事にもあるんですけど、デジサポと言われる総務省のテレビ受信者支援センターですね、このデジサポの説明会が7万回開かれているというんですね、既に。7万回開かれてるいうたって、じゃあ斑鳩町ではどんな状況やったんやろうと、斑鳩町で何回開かれて出席どれぐらいあって、斑鳩町ではどの程度これが皆さんに認識されているんやろうとかいうのが、私の中では非常に疑問に思いまして、こんなん1年ちょっとしかないことですし、全世帯にかかわる問題ですので、ここはやっぱり、今、町の方がどういうふうな取り組みを国と力を合わせてやるんかということについては、きちっと聞いておかなあかんということで今回一般質問をさせていただいた経過がございます。

これについてなんですけれども、周知ですね、デジサポさんの説明会もあわせてですけどね、この周知とかそういうのが私はまだまだ不十分なのかなあというふうに思っているんですけれども、町の方ではこれについてどのようにお考えいただいているのかなあというふうに思っておりますので、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地上デジタル放送の対応でありますけれども、総務省において、

今、質問者がおっしゃいましたように、平成23年7月24日のアナログ放送終了に向けまして、現在テレビをご覧になっている皆様に地上デジタル放送を引き続きご覧いただけるよう、「できること」ではなく「尽くすべきこと」と覚悟を決めて断行するために、実施すべき施策を整理した地上デジタル放送推進総合対策を平成20年7月に策定し、平成22年1月に改定しておられます。

その中で、必要な情報の提供として掲げられている取り組みの一つとして、地域に密着した調査・相談対応、支援等を丁寧に行うためにテレビ受信者支援センターを全都道府県に設置し、平成21年度内に全国で合計、今、おっしゃいましたように、約7万回の説明会、受信相談会を開催されました。当町においても、平成21年12月8日から18日にかけて、合計8回の説明会を開催をされました。また、平成22年1月には、中央公民館ロビーにおいて、住民の方々からの質問に随時対応する相談コーナーを開設をされたところでもあります。平成22年度におきましても、高齢者、障害者等を中心としたきめ細かな説明会、戸別訪問が実施されることとなっております。

町といたしましても、平成20年7月号広報お知らせ版に地上デジタル放送への移行について、平成21年10月号広報に簡易チューナー給付などの支援について、平成21年11月号広報に地デジ説明会開催についての記事を掲載する等、地上デジタル放送に関する情報提供を行ってまいりました。

今後も、地上デジタル放送への円滑な移行のために、引き続きテレビ受信者支援センターの活動に積極的に協力すると共に、町広報紙における啓発記事の掲載、敬老会等の町行事及び高齢者、障害者団体の会合、民生児童委員協議会定例会等でのチラシ配布等による情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 広報紙を利用してというのが一番町としたらやりやすい方法ですが、そういう説明会を行ってどんだけの人が来はったんかはちょっとわからないんですけどね、この石川県珠洲市なんかで、今、アナログ停波2回やった、試行したけどもうまくいったと言うてはるところではね、デジサポさんを中心に市内の電器店が1軒ずつ訪問して説明したというんですよ。そのくらいの取り組み、ほんまにきめ細かな取り組みやってはるんですね。

それで、チューナーですね、簡易チューナーの設置についても、生活保護世帯で1軒に1台と言われてるんですわ、今。だけど、そうではなくて、何台でもいけますよと、

ここではね。一般家庭4台までオーケー。それで、民宿とかやってはったら要求しはる台数全部つけると。そこまでやってるから100%なんですよ、これ。そこまでやって100%になってるんです。停波出来たんですけどね。

じゃあ、そんなこと、全国津々浦々出来るんかというたら、まあ無理ですわね。だから、こんなほんまに、斑鳩町の今の現状の中でこんなこと、あと1年ちょっとで出来るんやろかというのは、私は大きな疑問なんです。

これを見る中で一つ思ったのが、生活保護のご家庭に1台チューナーを提供しようということによってやっておられます、決めておられますけれども、珠洲市では1世帯当たり最大4台まで貸し出しをしますというようなそういう形で進めてこられたんですけどね、何ていうのかな、生活保護の世帯というのはわかりやすいですし、そこへチューナーを持っていくということについても色んなやり方もあって、持っていく時にどういふふうには町がかかわらなあかんのかというのはまだよくわからないんですけども、ただ町としても、いわば、教育委員会の中の制度にもございますが、要保護の児童さんにプラス準要保護の児童生徒にも色々教育を受ける機会を与えるために補助をさせていただくというやり方と同じように、これ、全世帯にかかわる問題ですので、生活保護世帯でないけれども生活保護のレベルにあるような世帯、そういう世帯に対して何らかの形で、こういう方たちに補助というのか貸し出しをする、チューナーを貸し出しするとか、何かそういう制度もあわせてやっていけないかな。それって、やっぱり国に求めるべきものであるだろうとは思うんですけどもね、国がやらないということになったときに、町としてそこまでは、そこまで決断するということがあるのかどうか。もう1年ちょっとしかないですのでね、これは十分今年度、今年度というのか22年度に十分考えていただかなければならない問題かなというふうには思っておりますので、今、この質問を挙げさせていただきました。

チューナーに関して、買いかえとなりますと高価なものですから、何とかそういう生活困窮されている世帯、低所得者の世帯、こういったものに対してのチューナーの貸し出しなり、対提供なり、何か補助なり考えることは出来るのかどうかということについて、町の今現在の考え方をお聞きしときたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、経済的に困窮しておられる世帯に対します地上デジタル放送移行の支援につきましては、現在、総務省におきまして、「経済的弱者に対する

チューナーの購入等の支援」として実施されておられます。

その内容といたしましては、NHKの受信料が全額免除されている世帯。具体例といたしましては、公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者などでありますけども、これらの方に対する簡易なチューナーの無償給付及びアンテナ等の無償改修となっております。しかしながら、その他の低所得者層に対します費用等の支援につきましては、今のところ、地上デジタル放送推進総合対策には掲げられてはおられないで、実施されない見込みとなっております。

このことにつきましては、テレビが情報を得る手段として生活に欠かせないものであることから、町といたしましては、生活保護受給世帯以外の低所得者層に対するチューナーの購入等について支援を受けられるよう関係者に声を上げていきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町は、みずからは行わないけれども関係に要望していきたいというようにただいまのご答弁だったと思います。もちろん、要望はぜひともしていただかないといけませんし、ただいま答弁していただいた町の認識としましても、重要な情報源であるという、テレビですね。このことから、それについてはきちっとやっていきたいということをおっしゃっていただいているんですけども、まさに高齢化社会の中にあって、お年寄りのまず一番の娯楽、そして出歩けないけれどもその情報をとる、こういうものは、現在の社会ではテレビはなくてはならないものです。そして、子どもたちにとっても、色々幼稚園、学校、それぞれ話をする中でも、テレビの話というのは日常的なことになってます。

そんな中であって、ましてこのチューナーが用意出来るか出来ないか、テレビを買いかえることが出来るか出来ないか以前の問題もあるんですよ。このデジタル波を受信出来るかどうかという受信が困難な地域、受信することが困難な地域すらまだあるというような状況の中にあって、そしてそういう、今、経済的に不安定な中で、短期雇用であったりリストラ、倒産、こんな中であって、経済的に不安定な中であって高価なものを買わなければならない。そして、高価ではなくてもアンテナとチューナーを合わせましたら一定の金額がかかるものを用意しなければならないということを全家庭にということになりますと、大変私は厳しいものがあるのではないかな。この斑鳩町で、現在、アナログ放送で見ておられる家庭で、1軒でもそのデジタル化に移行したときに見れな



い家があるということは、絶対あってはならないと私は思っているんですね。既に見てはるおたくが見れなくなったというおたくをつくってはならないというふうに私は思っております。

ですから、そういうことのないようにぜひともしていただきたいというふうに思っておりますけれども、私はそれが出来ないのであれば、アメリカのように、アメリカは、このデジタル化移行に進むまでに2回延期をしてるわけなんです。私は、総務省はどう考えておられるのかわからないけれども、今の斑鳩町の状態を見る中で、とても来年7月に移行を完全実施出来ないのではないかという危惧をしております。ですから、私は延期をしてもやむを得ないのではないか。逆に言えば、すべきではないかぐらい思っているんですけれども、町としては、町内のそういう状況を把握する中で、そういうことも含めて上に対して、国に対して声を上げていっていただくというお考えについてはどうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 当然、質問者もご存じのように、この地上デジタル化につきましては政府が決めたことでありますので、政府が当然責任を持ってすべきもので、市町村にその負担を求めるべきものではないと考えております。その中で、期限が来てまだ当然映らない場所、斑鳩町に限らず全国色々あると考えておりますので、それは好ましくない状況でありますので、適切に対応するよう要望をしまいたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 何が何でも来年の7月にやるんだという何か総務省の意気込みもあるようなんですけれどもね、今、申し上げましたように、また部長も答弁していただきましたけれども、やはり状況を見る中で、今、テレビを見ておられる方が見れなくなるというような状況があってはならないという視点に立っていただきまして、やはり低所得者対策にしる、そしてデジタル波の受信が出来ないというような地域に関して斑鳩町はないのかなと思ったりもするんですけれども、まだちょっと混信をしているような状況もあるというようなことも斑鳩町でも聞いておりますので、ですからこういう保障がきちっとない限りは、やっぱり国へきちっと声を上げていただいてやっていっていただきたい。

ただ、チューナーとアンテナの問題ですけれども、国が行うべきものであって町がす

るものではないというような言い方で言っていたらありますが、これについてはやっぱり市町村の考え方やと思います。もちろん国で行われるものであるけれども、町が独自に何か対策を立てるということは、私は決して悪いことではないというふうに思いますので、そういうところも含めまして上へ声を上げていく。その上げ方としては、今、見ておられる方が見れなくなるということは絶対に許されない。ということは、延期も含めて要望を上げていっていただく。

そして、経済的な点で見れなくなるということは絶対許されないということの中で、今回、国保の方も、リストラなどに伴って法律を改正していただきまして、保険料の軽減なんかもやっていただきましたけれども、やっぱり国は国でそういった一定の姿勢を持ってやはり軽減すべき、生活保護は申し出ておられなくても、低所得者層には、一定市町村からの色んな聞き取りをする中で普及をさせると、何が何でもするんやったら、普及をさせるということにきちっと責任を持ってやっていただけるよう町としても声を上げていっていただきたいということを再度申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり質問させていただきます。

まず初めに、駐車場の案内板についてなんですけど、先日、私が歩道を歩いてましたら信号待ちで、観光に来られて車の中から、斑鳩町の駐車場どこですか、または案内がないんですかということをお聞きしましたので、奈良市とか、そこへ行かれましたら、どこの駐車場が満車とかあいているとかいうのが色々出てる電光掲示板とかあるんですけど、これから斑鳩町も観光者に対しての駐車場のそういう案内板をつけられることを考えておられるんでしょうか。それと、それをつけることによって災害時の緊急板とかそういうふうにも活用出来るんじゃないかと私は思うんですけど、町の考えをお聞かせね

がえますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 質問者も既にご存じかと思えますけども、現在、県道大和高田斑鳩線の興留地区と国道25号の幸前地区との2カ所に町営駐車場の案内板がございます。これは、過去に観光バスが非常に多い時期がございましたことから利用していた案内板でございます。現在におきましては、修学旅行の形態の変化とか、また法隆寺周辺にも民間の駐車場が出来たことから、町営駐車場が満車になるということがほとんどなくなったということから、この案内板には、現在「ようこそ斑鳩の里へ」などの標語を掲示している状況となっております。

今後、駐車場の内容や災害情報も掲示出来る案内板が必要ではというご意見でございますが、今後の斑鳩の里に訪れられる観光客への情報提供の一つとして、駐車場情報は、車で来られる観光客の動向も考える中で、今後、必要になってくることも考えられますので、町営駐車場及び民間駐車場の利用状況や動向を見ながら、また現在設置している案内板の利活用も踏まえながら将来的な課題としてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。出来るだけ観光者に対してわかりやすいようにしていただけたら、また観光客もふえるんじゃないかとは思いますが、それはまた要望させていただきたいと思えます。

2番目の質問にまいりたいと思えます。風致地区なんですけど、風致地区の指導についてということで質問させていただいてますけど、風致によく見られる自動販売機の赤いやつとか看板、看板は以前から皆言われていると思えますけど、そういう個人的に置かれるというのに対して、景観のことを色々これから斑鳩町の方でも考えていただかないといけない時期になっておりますので、そういう指導とかいうのはこれからされるのか、また今現在されているのか、その辺お聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 昨年11月に施行されました県の景観計画におきましては、自動販売機の外観の色彩につきましても基準が定められたところがございます。風致地区内におきましても、今後新たに自動販売機を設置される場合や、既に設置されておる自動販売機の機種を変更される場合には、この基準に準じた色の自動販売機を設置

していただくよう指導していくことといたしております。

また、風致地区内での広告物に関しましては、奈良県屋外広告物条例に基づきまして、原則的には広告物を掲出することについては禁止されております。しかしながら、店舗や事務所の敷地内におきまして掲出される自家用の広告物等につきましては、一定の表示面積以内であれば禁止規定の適用が除外されることから、掲出することは可能となっております。

なお、町では、適用が除外される場合につきましても、広告物の色等につきまして、周囲の景観に配慮していただきますよう広告主の方に要請を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） これから色々建てられたりすることが多々あると思いますので、その辺は十分パトロールなりしていただいて、十分目を光らしていただきたいと思っております。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。ごみの問題についてでありますけど、他町の排出業者の状況についてですけど、今回、上程されている斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例に関して町の考え方を確認したいと思いますので、まずこれまで重量に対して処理手数料を徴収されていたのを今回指定袋制に変更することですけど、奈良県内の市町村の事業系ごみの排出について、指定袋制を導入している市町村はありますか。それともまた、ほか、どのような処理手数料の徴収方法があるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 奈良県内の市町村で当町が行おうとしておりますような事業系ごみの指定袋制を導入している市町村はあるのか、またどのような処理手数料の徴収方法があるのかとのご質問でございますが、当町と同じように指定袋制のみで処理手数料を徴収している自治体は、宇陀市の1市のみでございます。指定場所に排出する場合は指定袋制で、また直接処理施設に搬入する場合は、指定袋に収納する必要はなく重量により処理手数料を徴収している併用型を採用している自治体は、桜井市、五條市、田原本町、大淀町の4市町であります。

また、その他では、現在の当町と同じように、搬入する重量に応じて処理手数料を徴収する、一般的には排出量単純比例型と呼ばれる徴収方法があり、桜井市や天理市など

では、10キログラムまでごとに160円の処理手数料を徴収されております。また、一定量を超える場合、超えた分の処理手数料単価が増額される、一般的に排出量多段階比例型と呼ばれる徴収方法もあり、五條市などでは、1回の搬入が200キログラムまでは10キログラムまでごとに120円で、200キログラムを超える場合には10キログラムまでごとに150円といった処理手数料を徴収されております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 今回は、町は事業用の指定ごみ袋を導入するとのことですが、一般的に事業系のごみ袋は、収納して搬入されているのか、袋に収納出来ない事業ごみはあるのですか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町では、平成19年度に排出事業者を訪問し、直接ごみ減量化や資源化について協力依頼をしており、その際、ごみの出し方等についても聞き取り調査を行ったところであります。その調査では、2つの事業者を除きすべて袋にごみを収納して搬入している状況でありました。指定袋に変更しても、排出方法としては特段問題はないものと考えております。

なお、当町で処理することが出来る廃棄物は、事業系につきましても一般廃棄物であります。一般的な事業所で指定袋に収納出来ないような一般廃棄物は、大きな段ボール箱程度ではないかと考えております。しかしながら、段ボール箱は資源物として再生可能な資源でありますので、排出事業者からそういった相談があった場合には、資源回収業者に引き渡してもらうように指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。段ボールは資源ごみなので、そうしていただくように指導していただけたらいいと思います。

今回、事業系ごみについて指定袋制にする意義、あるいはどのような効果を期待しておられますか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町では、国道25号線が通過する立地条件から、飲食店などが進出していることもあり、事業系ごみの処理割合は高くなっております。そういったことから、これまで、事業系ごみの適正処理、減量化を図るため、書面による減量化への協力依頼、あるいは事業所訪問による直接指導を行ってきたところであります。

が、大幅な減量化にはつながっていない状況であります。

そのほかにも、事業系ごみには、分別がきちんとされていないのではないか、中身が見えない色つきの袋で搬入されているのではないかと、また当町以外の事業系ごみも搬入されているのではないかなどの疑問視する声もあり、事業系ごみの適正処理、減量化についての抜本的な対策が求められている中、そういったことを踏まえまして、今回、対策を講じるものであります。

その対策を講じるに当たり、事業系ごみの問題点、当町に適した方法などを勘案し、排出事業者から直接処理手数料が徴収出来る方法、ごみ減量化への動機づけとなるような方法、越境搬入が防止出来るような方法といったことを網羅する方法といたしまして指定袋制を導入し、あわせて処理手数料額も見直すものであります。

指定袋制にすることによりまして、処理手数料は前納制となり、また処理手数料額を見直すことにより、排出事業者は指定袋の使用枚数を出来るだけ減らそうとすることによるごみ減量化への動機づけにつながるものと期待をしておりますし、指定袋販売先を役場窓口限定することにより、どの事業者がどの程度の指定袋を購入したのか容易に把握出来ると共に、窓口で事業者名もお聞きしますので、越境搬入も防止することが出来るなど、多くの効果を期待しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） どの自治体も事業系のごみの適正処理や減量化については苦慮しており、そういった面では、町の今回の搬入方法、処理手数料額については、抜本的な対策につながるのではないかと期待しますが、事業者につきましても、経済状況の中厳しい状況にあると思われれます。この条例改正（案）が議決しなければ、事業者への本格的な周知も出来ないと思いますが、実施後トラブルがないように万全の体制で臨まれることを期待して次の質問に行かせていただきます。

それでは、4番目の質問に行かせてもらいます。三代川の進行状況、また6月になるんですけど、梅雨時、台風または大雨の時にまた氾濫というんかあふれる可能性がありますけど、三代川は何十年以来の問題だと思うんですけど、現在の改修時期、わかる程度で結構なんでお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 三代川改修の進捗状況についてのご質問でございます。

現在は、新家地区の改修済み部分から上流のJR踏切付近までの約200メートルに

つきまして、地元自治会や土地所有者の方などに事業の計画説明が行われまして、用地交渉が進められているところでございます。昨年度までご協力をいただきました7戸につきましては既に解体をされておりました、今年度におきましても住宅1戸の建物が解体されたところでございます。

今後、残っております土地や建物補償等につきまして、県と連携を図りながら事業の推進に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 出来るだけ早くこの水問題、川の問題を解決していただきたいと思っております。何十年以来住んでおられる方も、かなり皆大変な目に遭っておられる方もおられますので、その辺どうぞ県と密に連絡とって事業を進めていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、国道25号線の中宮寺前の交差点の、吉岡医院の前なんですけど、その交差点の改修を、今、県とお話していただいていると思うんですけど、またこれも県の事業になると思うんですけど、町の方に一応どれぐらいの進行状況というのか、進んでいる、また、今、なぜとまっているのかというのをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 県道天理斑鳩線と国道25号の交差点、いわゆる国道25号の中宮寺前交差点の改良の進捗状況についてでございますが、町といたしましても、県道天理斑鳩線の道路幅員が狭く、交通量も多い上路線バスも通行をしております、車の対向が困難な状況であることから、交差点改良が必要であるというふうに当然考えてございます。今日まで、郡山土木事務所と連携を密にしながら、地権者の方に用地協力をお願いしているところではございますが、土地の境界にかかる問題から、現在までまだご協力を得られていない状況でございます。

状況としてはそういうことでございますけども、今後、引き続き県と連携を図りながら、粘り強くご協力が得られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね、出来るだけ早く、世界遺産のある斑鳩町なんで、法隆寺駅から歩いてこられたら、前の質問の三代川もありますけど、よそから来られた方が、川汚い、何であんな建物を置いてあんなんということでもたまに言われる方もおられるみたいなんで、出来るだけ早く解決していただきたいと思っております。出来ました

ら、一日も早く県と接触していただいて、また地権者の方にも協力を十分していただけるように、今の時期にしか出来ないと思いますので、その辺どうぞよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

子どものワクチンについてということで、子どもは発育と共に感染症にかかる可能性が高くなることから、各予防接種で感染症を予防するために、いつどのように接種するのが適切なのかについてお聞かせ願いたいと思います。

前もって私もちょっと色々勉強しましたところ、たまたま朝日新聞2月12日に「子どものワクチンについて」ということで、いつ打ったらいいのかというふうなことで、これは東京都の日赤医療センターのある小児科の先生が書かれた「お勧め接種の時期」というふうなグラフがありまして、ワクチンには定期予防接種というのと任意予防接種というのが2つあると。定期予防につきましては、予防接種法に基づいて行政の方ではほとんど負担されて自己負担なしということで、時期を決め、またスケジュールを決めて各児童にされていると。任意接種につきましては、任意だけでも接種された方が子どもにとって免疫がつくというふうなことでの指導と、2種類があります。

まず、子どもの成長に従って見ていきますと、まずB型肝炎、これは任意接種ですけれども、0歳から7歳半まで接種期間を設けて、出来るだけ生後1、2カ月に1回受けなさいと。これはあくまでも母子感染のおそれのある、いわゆる母親がB型肝炎キャリアという方のお子さんに対する指導ということですが、1、2カ月に1回目を受けなさいと。2回目は、2カ月から4カ月目ぐらいまでに受けたらいいと。3回で終わりますけれども、9カ月から1歳ぐらいまでに3回目を受けたらいいというようなスケジュールを書いておられます。

H i bにおきましては、これも任意接種ですけれども、7歳半まで合計4回を受けられたらいいということで、0歳から6カ月ぐらいまでに3回続けて毎月受けられたらどうかと。4回目は、1歳から1歳6カ月ぐらいまでをめぐりに受けたらどうかと。

B C Gは、これは一般的に任意接種ですけれども、0歳から6カ月までは定期予防接種



の範疇に入ると。これはほとんど1回で済ませたらいいということで、4カ月目ぐらいから6カ月目ぐらいまでに受けるというふうな指導です。

三種混合、これはジフテリア、百日咳、破傷風の三種混合ですけれども、これは7歳半までに4回受けたらいいということで、1回目は3カ月目ぐらいから6カ月ぐらいまでに3回受けると。毎月1回ずつ受けると。それで、1歳6カ月ぐらいから2歳ぐらいまでをめどに最後の4回目を受けます。

それと、ポリオですけれども、6カ月ぐらいに1回目を受けます。それで、9カ月目ぐらいから1歳ぐらいまでに2回目を受けます。

MR、麻しん風しんにおきましては、これは定期予防接種に入ってますけれども、1回目を1歳から1歳2カ月目ぐらいまでに受けます。それで、6歳前後に2回目を受けたらいいと。

水疱瘡におきましては、これは任意接種ですけれども、1歳から1歳4カ月ぐらいまでに1回目を受けます。3歳から5歳までの間に2回目を受けます。

おたふく風邪におきましては、ちょうど水疱瘡と同じように、2回受けると、時期もほぼ同じと。

日本脳炎におきましては、定期予防接種に当たりますけれども、合計で3回を受けるんですけども、3歳ぐらいで1回目を受けます。3歳半から4歳目までに2回目を受けます。4歳から4歳半ぐらいまでに3回目を受けたらどうかというふうなスケジュールが示されております。

これは、医者によっても見解が違うと書かれてますけれども、新型インフルエンザ予防接種を含めまして、今現在、当町ではどのような取り組みといたしますか、こういったワクチン接種のスケジュール指導をされているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子どもは発育と共に外出する機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなり、病気にかかりやすく、また重症化しやすいことから、適切な時期での予防接種を町も勧めております。

予防接種には、質問者がおっしゃいましたように、定期の予防接種、それから任意の予防接種がございます。定期の予防接種は、今、質問者も申されておりますように、市町村が行うこととされており、現在、BCG、ポリオ、三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎がございます。

また、任意の予防接種につきましては、質問者も申されましたけども、保護者と医師との相談で接種をされており、この予防接種には、おたふく風邪、水痘、いわゆる水疱瘡、それからB型肝炎、b型インフルエンザ菌、いわゆるH i bなどがございます。

これらの予防接種は、予防接種法に基づき、対象年齢や免疫をつけるために必要な接種回数や間隔がそれぞれに定められております。その中でも、母体から引き継いだ免疫力の低下や感染症の発生状況、罹患しやすい年齢、重症化しやすい年齢などを考慮し、最も予防効果の高い標準的な接種期間が設けられております。さらに、健診や他の予防接種の状況を考慮し、出来るだけ早期に接種出来るよう、町医師会の先生方と相談する中当町では予防接種を勧めております。

これから、町の接種の時期についての取り組みということでございますので、質問者が申されました内容と重複するところもございますが、それぞれの定期接種及び任意接種の町としての予防接種の接種勧奨時期につきまして、再度ご報告を申し上げます。

まず、定期の予防接種ですが、ポリオでございます。生後3カ月以上90カ月未満の間に2回の投与というふうに考えております。また、BCGにつきましては、生後4カ月以上6カ月未満の間に1回接種。そして、三種混合につきましては、生後6カ月以上90カ月未満の間に計4回、初回接種は3～8週の間隔で3回、追加接種につきましては、初回接種終了後1年から1年6カ月の間に1回を指導しております。また、二種混合につきましては、小学校6年生の間に1回接種。また、麻しん風しん混合、MRでございますが、最初生後12カ月以上24カ月未満の間に1回接種、そして5歳以上7歳未満であって小学校就学前までに1回接種、また中学校1年生に相当する年齢において1回接種、そして高校3年生に相当する年齢において1回接種を指導しております。また、日本脳炎につきましては、今現在は希望された方のみ接種をしておりますが、生後36カ月以上90カ月未満の間に計3回の接種。その中で、初回接種は1～4週の間隔で2回、追加接種は初回接種終了後1年後に1回としております。また、小学校4年生の間に1回接種というふうに指導をしております。

次に、任意接種でございます。おたふく風邪につきましては、1歳以上の罹患していない者を対象に1回接種を指導しております。また、水疱瘡につきましては、1歳以上の罹患していない者を対象に1回接種。B型肝炎につきましては、B型ウイルスを持った母親から生まれました小児に対してのみ計3回接種を指導しております。質問者もおっしゃいましたように、このウイルスを持った母親から生まれた小児に対してのみで

ざいます。初回接種は、通常生まれてから2カ月から3カ月に1回、追加接種につきましては、初回接種後1カ月後及び3カ月後に2回。そして、H i b ワクチンでございすが、生後2カ月から5歳未満を対象としており、接種開始年齢によって接種回数が見されておりますが、接種開始年齢が生後2カ月以上7カ月未満の場合、初回接種は4～8週間の間隔で3回、追加接種は初回接種終了後概ね1年後に1回、また接種開始年齢が生後7カ月以上12カ月未満の場合は、初回接種が4～8週間の間隔で2回、追加接種は初回接種終了後概ね1年後に1回、そして接種開始年齢が1歳以上5歳未満の場合には1回接種となっております。

以上が、今、申し述べましたことが、町の予防接種勧奨の取り組みであります。予防接種をこれらの時期に、子どもの健康状態に応じて接種していくことは、子どもの健康を守るためには最も適切な時期であると考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほどの朝日新聞の記事とほぼ似通った回答をいただいたと思うんですけども、その朝日新聞の中に、「基本的には、すべてワクチンは同時に打つても大丈夫です」というようなことも書かれておるんですけども、その考え方は一緒でしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ワクチンの予防接種によってそれぞれ異なっておりますけども、今申しました予防接種につきましては、ほぼ同時に接種しても大丈夫と考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、当町では、住民にそういった子どもに対する予防接種についての周知をどのようにされているのか。また、支援はどのようにされているのか。それと、周知して支援したけども、要するに接種率ですね、今の実態、接種率はどうのような状態なのかについてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町では、出生後1カ月をめぐりに、健診の受診票や予防接種の予診票綴りや啓発用パンフレットを郵送した後、生後2カ月までに保健師や助産師による新生児訪問を行い、保護者に対して予防接種の必要性や受け方などを説明する

と共に、子どもの状況に合わせた接種計画を立て、確実な免疫をつけることが出来るように指導をいたしてきております。

また、子どもの体調により計画どおりに接種出来ないこともあり、毎月実施しております乳幼児相談や1歳6カ月健診のときなどにおいて、必ず母子手帳で接種状況を確認し、未接種者に対しましては、必要性を理解していただき、早めに接種出来るよう再度指導をしているところであります。

また、追加免疫が必要となる小学校6年生の二種混合や中学1年生、高校3年生の麻しん風しん混合接種等につきましては、接種案内と予診票を個人通知をしております。接種状況を把握しながら、学校を通して啓発用チラシも配布すると共に、未接種者には再度個人通知を行っております。

また、確実に免疫をつけるために、広報紙やホームページ、年間保健事業予定表等でも周知を行い、未接種者への接種勧奨に努めているところであります。

昨年度の接種状況といたしましては、接種率は、BCGでは99.1%、ポリオは98.0%、三種混合は92.2%、二種混合は81.5%、麻しん風しん混合は91.4%の接種率となっており、今年度につきましても、3月末までには昨年度と同じ程度の接種率になると見込んでおります。

保健センターでは、子どもを感染症から予防するために、予防接種の必要性を保護者に理解していただき、適切な時期に接種し、確実に免疫をつけることが出来るよう接種率の向上に努めております。

また、平成22年度からは、生後2カ月から5歳未満の乳幼児を対象に、Hibワクチンの接種費用の一部助成を行ってまいります。

今年度は、全国的に新型インフルエンザが流行し、国においては、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の方を対象に新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成を行うこととし、当町も、子どもの健康を守るために、また子育て支援の充実を図るために、町単独事業として、1歳から中学生までの子ども、妊婦、1歳未満の子どもの保護者に対しましてもワクチン接種費用の助成を拡大したところであります。

今後も引き続き、感染症の発生や蔓延を予防するために、予防接種や感染症についての正しい情報を、ホームページや広報などを通して住民の皆様に迅速に周知、啓発してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） Hibワクチンについてですけども、平成22年度から接種費用の一部を助成されるとご答弁でしたけども、その一部助成の内容と、また斑鳩町以外、この近隣での実施状況についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） Hibワクチンの助成内容は、平成22年度より1回上限3,000円の助成を行います。また、近隣市町村では、生駒市において同様に1回上限3,000円の助成をされております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 詳しいご答弁ありがとうございます。子どもは、本町斑鳩町にとりまして一番の宝と私は考えております。ご答弁の中で、ワクチンの接種率はすべて100%としてお聞きしたんですけども、いずれも90%台、あるいは90%をちょっと下回るものもあったとお聞きしましたが、接種の適切な時期に子ども本人の体調が悪かったり、また様々な理由で接種率が案外悪くなっていると思われま。やはり、子ども本人にすれば、適切な時期に免疫力をつけておかないと、将来大人になって罹患すると、生命にかかわる重大なことになりかねません。接種率向上につきましては、より一層努力していただきたいと思います。そして、子どもを大切に育てていただきたいと思います。それを要望しまして私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時35分 散会）